

資料3

西 東 京 市  
男女平等参画推進委員会  
令和4年6月28日

西東京市第4次男女平等参画推進計画

西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

各課事業評価報告(修正箇所抜粋)

(令和3年度)

# 計画の体系

基本理念

視点

基本目標

一人ひとりが自分らしく自立し、  
いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす

## 人権の尊重

私たちは、誰もが性別等により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

## 個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

## 男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

基本目標 I  
人権の尊重

基本目標 II  
地域における  
男女平等参画の推進

基本目標 III  
ワーク・ライフ・バランス  
(仕事と生活の調和) と  
女性の活躍の推進

基本目標 IV  
男女平等参画の  
実現に向けた  
推進体制の強化



※1「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「町村基本計画」  
 ※2「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「町村推進計画」

課題（★は重点課題）	施策
I-1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消	(1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 (2) 男女平等に関する学習機会の提供 (3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	(1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施 (2) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり (3) 保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画*	
I-3★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 暴力の未然防止と早期発見 (2) 相談窓口の充実 (3) 被害者の安全の確保と自立への支援 (4) 市の体制整備に向けた取り組みの強化 (5) 関係機関との連携強化
I-4 男女平等を阻む暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）	(1) 暴力の防止に向けた意識啓発 (2) 暴力の被害者に対する支援
I-5 性と生殖に関する健康支援	(1) からだと性に関する正確な情報の提供 (2) 性差に応じた健康支援
II-1★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2) 人材に関する情報の収集と人材の養成
II-2 地域活動における男女平等参画の推進	(1) 女性リーダーの育成と参画の促進 (2) 地域活動等への男性の参画の促進 (3) 市民活動団体との協働
II-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	(1) 防災対策における女性の参画拡大 (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画**	
III-1★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
III-2 経済活動における女性活躍の推進	(1) 女性の就労及びキャリア形成支援 (2) 市内の事業所における女性の活躍の推進 (3) 女性起業家への支援 (4) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
III-3 男性の家事・育児・介護への参画促進	(1) 男性の家事・子育てへの参画促進 (2) 男性の介護への参画促進
III-4 子育てへの支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 地域での子育て支援の促進 (3) ひとり親家庭への支援
III-5 介護への支援	(1) 地域での支え合いのしくみづくり (2) 家庭介護者への支援
IV-1★ 庁内推進体制の充実	(1) 庁内推進体制の充実・強化 (2) 男女平等推進条例設置の検討 (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換 (4) 男女平等参画に関する職員の理解促進 (5) 男女ともに働きやすい職場環境の整備 (6) 管理的立場における女性職員の参画促進
IV-2 男女平等推進センター パリテの事業の充実	(1) 相談機能の充実 (2) 学習機能の充実 (3) 情報収集・提供の充実 (4) 市民との協働
IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理	(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

# 令和3年度 各課事業評価報告

★（重点課題）

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
1	I-1★(1)	①情報誌パリティの発行と配布	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。
2		②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展また、センターの資料などを充実しセンター内の展示なども工夫をして、さまざまな媒体を通して、情報提供を行う。
3				秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き紙面およびホームページ画面について男女平等意識に留意し、情報提供していく。
4				公民館	掲示板やパンフレット台等を活用して、市や関係機関、市民団等が行う男女平等意識や男女共同参画に関する啓発事業等について、情報提供を行う。
5				図書館	男女共同参画週間にあわせ、男女平等意識や男女平等参画に関連する資料の展示を行う。
6		③パリティまつりの開催	パリティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課	パリティまつりを開催し、広い年齢層の参加を目指し、男女平等参画について発信する。

担当課評価

担当課 評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>情報誌パリティを10月と3月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。</p> <p>男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民に伝えたいタイムリーなテーマを、分かりやすい表現を心がけて構成した。表紙の色の選定やイラストについても検討をし、興味を持ってもらえるように作成した。特集記事について、「～男性も取りやすい、育児・介護休業法改正～チーム“家族”でもっと育休を！仕事と育児を両立できるライフスタイルへ」・「アンコンシャス・バイアスに気づいて誰もが暮らしやすい世の中に」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。また、中学生全員に配布していることから、特に中学生にもわかりやすい内容となるよう、留意して編集を行った。</p>	<p>情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報配信を引き続き行う。</p>
A	<p>男女共同参画週間及び、女性に対する暴力をなくす運動期間に、パネル展示と講演会を実施した。その他、講演会及び講座を5回実施し、市報、ホームページ等に掲載して、啓発を行った。引続き東京ウィメンズプラザなど啓発事業のポスターやチラシなど、パリティでの掲示を行い、東京ウィメンズプラザフォーラムパネル展にも参加し、西東京市の男女平等参画をPRした。</p>	<p>男女平等意識や男女平等参画について、引き続き市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行う。また、若年層にも分かりやすい表現での情報提供を工夫する。</p>
A	<p>市報・ホームページ等の広報媒体においては、担当課と調整を図り、男女平等意識に留意した情報発信に努めた。</p> <p>また、Twitter・Facebook・LINEなどのSNSを活用して、より多くの人を対象に情報提供をした。</p>	<p>各広報媒体での情報発信については、引き続き、担当課との調整を図り、男女平等意識に留意し、情報提供していく。</p>
A	<p>ポスターの掲示やチラシ、広報紙等の配架により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体が行う男女平等参画に関する啓発事業について、情報提供を行った。</p>	<p>ポスターの掲示及びチラシや広報紙の配架により、市や関係機関、市民団体が実施する男女平等意識や男女平等参画に関する啓発事業や学習機会の提供に努める。</p>
A	<p>男女共同参画週間にあわせ、谷戸図書館にて6月に関連書籍の展示を行った。</p>	<p>男女共同参画週間にあわせ、男女平等意識や男女平等参画に関連する資料の展示を行う。</p>
B	<p>10人の実行委員と10の参加団体により、「withコロナ時代のジェンダー平等～みんなの“私らしさ”を大切にしたいから～」をテーマにして、第14回パリティまつりをオンラインで開催した。</p> <p><u>参加者は70代が多かったが、30代から比較的幅広い年代層の参加があった。太田恵子さんの講演会やバルーンアートでは若い参加者が多かった。性別では女性の参加者が男性の約3倍多かった。「回答したくない」の枠も設けてアンケートを取り、結果としてその枠への回答もいただいた。</u></p>	<p>オンラインと対面のハイブリット開催の条件や方法を検討する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
7	I-1★(2)	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	企画運営委員会の企画による講座として、パリティ講座・DV被害者支援のための自立支援講座・パリティまつりでの講座等を開催する。
				子ども家庭支援センター	子育てひろばにおいて父親支援事業を開催する。
				公民館	男女平等参画の視点を取り入れた講座の開催を検討する。
8					
9					



担当課評価

担当課 評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 オンライン講座2回 1.「AIから考えるジェンダー～AIにもジェンダーの刷り込みが?～」参加者12人 2.「見違えるほど在宅ワークがはかどる!～PCデータ整理で効率アップ～」29人 講座3回 1.「☆親子でリフレッシュ☆ベビーマッサージ&amp;ママの簡単ストレッチ」20人 託児2人 2.「『完璧な親なんていない「ノーバディズ・パーフェクト～子育てを楽しもう!』」参加者延べ44人 託児延べ53人 3.「子どもの性を育てるとは～親・保護者のための性教育～」参加者24人 託児3人</p> <p>○オンライン講演会2回 男女共同参画週間講演会「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」参加者38人 女性に対する暴力をなくす運動期間「コロナ流行によって顕在化した日本社会における男女格差～家庭や職場での問題が生活やココロに及ぼした影響と今後の課題～」参加者11人</p> <p>○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここから始まる。2021～わたしのトリセツ～ 1. パーソナルカラー～似合う色を知ってマスク生活に彩りを～ 2. なんとなく不調～頭の凝りをほぐしてスッキリ!!～ 3. 知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～ 4. フェイスエクササイズ～マスク生活でも生き生きした表情を～ 5. もしかしてモラハラ? 発達障害?～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～ 6. わたしを護る護身術!～セルフディフェンス～ 計6回 参加者 延べ80人 託児 延べ21人</p> <p>○【第14回パリテまつり】期間: 2/26から3/5</p> <p>2/26 1. 誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル改革を目指して 参加者38人 2. カイロと健康と私らしさと～健康講座・オンライン編～ 参加者4人 3. パパの初めてのバルーンアート講座・オンライン 参加者3人 4. ホームスタートからみるイマドキの子育て 参加者7人 5. 予防法務の観点から、トラブルのない、安心した終活を目指してみませんか 参加者8人</p> <p>2/27 1. ジェンダー平等な子育てってどうしたらいいの!? 「これからの男子たちへ」の著者太田啓子さんにお聞きします 参加者23人 2. プラスチックフリーってなあに? 参加者14人 3. ヨビちゃんの「らしさ」や自己表現を楽しむためのヒント講座 参加者7人 アーカイブ配信参加者 728人</p> <p>講座等の周知については市のTwitter等を活用した。パリテまつりは、実行委員会のホームページを新設し団体紹介等も実施した。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々を知ってもらい工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>
A	<p>引き続き新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言や、蔓延防止等重点措置等の発出により、父親支援（乳幼児と父親の遊びを通じた交流と、父親同士の意見交換）は開催できなかったが、のどか広場で4月～3月までの父親参加者が1,298名、ピッコロ広場で4月～3月までの父親参加者が1,186名の利用があった。</p>	<p>引き続き父親支援事業の充実を図る。</p>
B	<p>母や妻という性別役割を求められ、社会とのつながり希薄になりがちな育児期の女性を主たる対象とした保育付き講座を4講座実施。女性が一個の人格ある存在として、自分を見つめ直す機会となった。(柳沢/「笑顔が生まれる絵本のある暮らし」86人、芝久保/「10年後の私、きらめいて～あなたの人生、あなたが決めよう!～」75人、谷戸/「ココロとカラダのパワーアップ講座」64人、ひばりが丘/「日本の伝統造形文化に親しむ～折り紙でつくる地域とのつながり～」60人)</p>	<p>男女平等参画の視点を取り入れた講座を開催する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
10 11 12 13 14	I-1★	(2)	②資料の収集と図書の貸し出し 市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、また、ホームページに蔵書リストを掲載し、貸し出しの促進を図る。
				図書館	引き続き資料の収集・提供を行う。
	(3)	①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの普及・啓発の推進 ②市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進します。 市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーについて配架図書の充実と活用をしながら普及と教育を実施する。
				秘書広報課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインの庁内庁内周知を図るとともに、具体例の追加を検討する。 協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを引き続き設置するなど工夫した。男女平等参画に関する図書の紹介として、「パリティライブラリーニュース」を発行し、市内関係部署や施設に配布した。HPにおいてもライブラリーニュースの他、新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。</p> <p>今年度104冊の貸し出し用図書等を増加した。</p> <p>現在の蔵書1463冊(内ビデオ53本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○28年度貸出し 132冊</li> <li>○29年度貸出し 118冊</li> <li>○30年度貸出し 234冊</li> <li>○31年度貸出し 196冊</li> <li>○令和2年度貸出し 239冊</li> <li>○令和3年度貸出し 318冊</li> </ul> <p>貸出冊数が増えた理由としては、主に住吉会館利用者(親子連れ)に絵本の存在が認知されてきたことや、コロナ禍で図書館の利用が一時制限された影響が考え</p>	<p>市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを継続して行う。</p> <p>蔵書内容についてのPR方法を引き続き工夫する。</p>
A	<p>男女平等参画関連資料(ダイバーシティ、LGBTQ、各種ハラスメント、性別によらない育児関連資料等)の収集および提供を行った。</p>	<p>引き続き資料の収集・提供を行う。</p>
B	<p>各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。</p>	<p>引き続き、様々な手段での情報提供を検討する。</p>
B	<p>職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介するようにした(問合せ実績は無し)。</p>	<p>庁内関係部署への周知を行う。</p>
A	<p>市報・ホームページ等における表現については、ガイドラインを活用し、担当課と調整を図り、適切な情報発信に努めた。</p>	<p>引き続き、ガイドラインを活用した表現による情報発信に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
15	I-2 (1)	①男女平等の視点にたった名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を發揮できるよう留意します。	教育指導課	引き続き、学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立つよう引き続き留意させる。また、それぞれの教育活動のねらいや児童・生徒の発達段階を踏まえながら、児童・生徒一人ひとりの心情を考慮した教育活動が推進されるよう支援していく。
16		②固定的な性別役割にとられないキャリア教育の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を發揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。	教育指導課	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばすとともに、一人ひとりの個性を尊重できるようにする。また、進路指導主任会等で、生徒が主体的に、自己の能力・適性を生かした進路を選択できる能力や態度を育てられるよう、進路指導の充実に向けた指導・助言を行う。
17		③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や介護体験などを通じて、男女平等教育を実施します。また、からだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画に関する情報誌パリティを全中学校生徒に配布し、男女平等参画に関する理解促進を図る。
18				教育指導課	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高める。
19		④保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介等	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等します。	協働コミュニティ課	保育園や児童館、図書館などにおいて、継続して男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介する。
20				保育園	男女平等の視点をもった図書の情報把握、共有に努め、意識啓発に努める。
21				児童青少年課	引き続き男女平等の視点を持った児童図書の紹介し、意識を啓発する。
22			図書館	児童向け発行物の掲載図書に係る図書を選書するよう努める。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	市立小中学校全校で男女混合名簿を作成、活用を行った。 中学校全校で学習指導要領に基づき保健体育科の男女共習を実施した。またこれらについて市教育委員会は学校訪問等で助言をした。	名簿等の作成や中学校の保健体育科の男女共習について各種目での実施の方法について学校訪問等で助言をする。
A	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会、年次研修においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、研修等を実施した。	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会、年次研修においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、引き続き研修等を実施する。
A	男女平等参画に関する情報誌「パリテ」を全中学校生徒向けに配布した。	情報誌パリテに中学生に理解しやすい男女平等についての記事を掲載することにより、男女平等意識の啓発を行う。
A	「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高めるよう助言をした。	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高める。
A	相談員による、お勧め図書なども紹介した。 おすすめの絵本や児童書を掲載したパリテライブラリーニュースを発行し、児童館等にも配布した。	関係図書を手に取りやすい環境づくりの引き続きの実施と、保育園、児童館等への図書の紹介を増やしたい。
A	各基幹型保育園においては、乳児連れの親子に読み聞かせ等を通じて図書（絵本）の紹介を行うとともに、各園において在園児向けに読み聞かせ等を等を通じて図書（絵本）の紹介を行った。 また関係機関紙や関連研修時等の推薦図書を参考に、図書を選択するよう努め、保育における意識啓発に取り組んだ。	今後も引き続き、男女平等の視点をもった図書の情報把握・共有に努め、意識啓発に取り組んでいく。
A	パリテが作成した男女平等の視点を持った図書が紹介されたリーフレット「パリテライブラリーニュース」を各館で掲示・配布した。	引き続き男女平等の視点を持った絵本や児童図書の紹介し、意識啓発を行う。
A	「夏休みすいせん図書」に関係図書を選定・掲載し、市内小学校・中学校の全児童・生徒に配布した。	継続して関係図書の選定・掲載に努める。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
23	I-2 (2)	①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。
24		②多様な性や生き方に関する理解の促進	すべての人々がそれぞれの立場で性自認・性的指向の差別解消の取り組みを協働で進めるために、性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	情報誌を通じて多様な性に関する情報提供を行う。また、多様な性に関する講演会等を実施する。
25		③情報誌パリティの発行と配布(再掲)	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。(No.1の再掲)
26		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域でともに暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	西東京市多文化共生センターの運営

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、人権教育に係る研究奨励校において研究を深め、人権教育の一層の充実を図った。	引き続き各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。
A	講師にLGBT当事者の松中権氏をお招きして人権講演会「はじめてのLGBTQ+～明日から一人ひとりにできること～」をオンラインにより開催した。LGBTQ+を巡る様々な課題や現状、ご自身の経験などをお話しいただき、参加者からは大きな気づきと学びをいただいた、と大変好評だった。(参加15人) 情報誌パリティで、性的マイノリティの当事者及び支援者のための団体の紹介、市内在住のトランスジェンダー当事者の方の紹介を行ったほか、LGBTQ関連図書の紹介を行った。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。
A	情報誌パリティを10月と3月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。 男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民に伝えたいタイムリーなテーマを、分かりやすい表現を心がけて構成した。表紙の色の選定やイラストについても検討をし、興味を持ってもらえるように作成した。特集記事について、「～男性も取りやすい、育児・介護休業法改正～チーム“家族”でもっと育児を！仕事と育児を両立できるライフスタイルへ」・「アンコンシャス・バイアスに気づいて誰もが暮らしやすい世の中に」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。また、中学生全員に配布していることから、特に中学生にもわかりやすい内容となるよう、留意して編集を行った。	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報も掲載していく。
A	【西東京市多文化共生センター】 ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所（正午から1時を除く） ・外国籍市民の日常生活相談102件、外国籍市民支援活動先の紹介等60件、その他の施設利用845件、多言語情報の提供38件、窓口通訳利用21件、通訳ボランティア派遣事業19件、多言語通訳サービス41件 外国籍市民の多言語相談に応じたり、多言語情報の収集・提供などを行うなど、多文化共生センターは外国籍市民の相談窓口及び支援ボランティアの拠点として役割を果たすことができた。また、多文化共生センターでは、様々な言語に的確に対応するため、相談員による通訳（英語・中国語・韓国語・スペイン語）の他、タブレット端末を用いたテレビ電話による多言語通訳サービス（16言語以上）による多言語対応を実施しており、多様な言語による対応を可能にすることで、外国籍市民の相談にも円滑に対応し、問題解決を図ることができた。出入国に伴う手続きや就労や医療に関することなど、より専門性の高い相談については、東京都や関係機関の窓口などを紹介しているほか、市の福祉丸ごと相談窓口と連携するなどして対応することができた。 その他、日本人に対しても外国籍市民支援活動先の紹介等に取り組んだことは、市民の外国籍市民を尊重する意識づくりに寄与するとともに、通訳ボランティアの活動を通じ、ボランティアを行う市民や、依頼先の外国籍市民がお互いを理解する機会に繋がり、多文化共生の推進に寄与することができた。	以前より多文化共生センターの認知度の向上を検討しており、令和3年度については市報やHP、名刺サイズの周知カード等による周知を実施したが、引き続き周知方法について検討する必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症に関わる相談等、多様化する相談に応じられるよう情報収集等につとめるほか、多言語通訳サービスの利用を推進していく必要がある。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
27	I-2 (3)	①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課	子育てハンドブックを作成・配布し、男性・女性ともに子育てに必要な情報を提供します。作成に当たっては男女平等の視点に留意して編集します。	
28		②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	子育て支援課	幼稚園補助金として、幼稚園教諭の研修参加費の補助を実施します。 (市内私立幼稚園13園、類似施設2園) 男女平等推進主管課から男女平等意識啓発を主目的とする研修案内等があった場合は市内私立幼稚園に対してこれを周知し、参加を促すよう努めます。	
29				保育課	専門研修の参加、各園OJTの実践等により、保育の基本理念として、継続して意識の向上に努める。	
30				児童青少年課	引き続き、学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。	
31			③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課	将来において社会と家庭に男女が共に寄与する資質の形成が図られるよう、引き続き人権教育の一層の充実を図っていく。
32			④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。
33					地域共生課	新任者・現任者に限らず継続的に研修を実施するなど意識の醸成を図っていく。
34		I-3★	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。
35			②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	デートDVパンフレットの配布
36			③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携を進めます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け庁内相談窓口・警察との連携を進める。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	子どもを育てる家庭への情報提供として、子育てハンドブックを作成しました。作成に当たっては、男性・女性が、ともに子育てを行うことを想定して、男女平等を意識しつつ編集しました。	引き続き、子育てハンドブックを作成し、男性・女性ともに子育てに必要な情報を提供します。
A	私立幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的に交付している幼稚園補助金により、幼稚園教諭の研修参加費等を補助しました。（市内幼稚園13園・類似施設2園） 文部科学省から発出された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を踏まえた取組のための資料については、市内私立幼稚園に対してこれを周知しました。 <b>（男女平等推進主管課からは、こちらから提供依頼をかけるような男女平等意識啓発を主目的とする研修案内等はありませんでした。）</b>	幼稚園補助金を継続します。 男女平等推進主管課から男女平等意識啓発を主目的とする研修案内等があった場合は市内私立幼稚園に対してこれを周知し、参加を促すよう努めます。
A	各保育士研修及び各園OJT等により継続的に意識啓発を行い実践した。 またその効果は、園だよりなどの記載で園児の呼称を統一（性別ごとに「くん」「ちゃん」と使い分けるのではなく「さん」に統一）したり、園児の言動をその性別に起因するものとして捉えるのではなく一人一人の違いであるとして尊重するなど、身近なところに現れるようになった。	意識啓発を図り実践していく。
A	学童クラブ指導員研修の際に、協働コミュニティ課男女平等推進係職員を講師として招き、男女平等の意識に基づいた指導ができるような内容を行い、業務に反映させることができた。	引き続き、学童クラブ指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。
A	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会、年次研修においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、研修等を実施した。	<b>引き続き</b> 進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会、年次研修においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、研修等を実施する。
B	情報誌「パリテ」を、関係各所に配布した。	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。また地域各団体との連携を図る。
A	東京都の実施する様々な民生委員対象研修の機会や、都や市の関係機関の実施する、様々な講演会等（リモート、DVD視聴によるものを含む）への参加を促すことにより、意識の醸成を図った。	引き続き、新任者・現任者に限らず研修等の機会を継続的に与えていく必要がある。
A	女性に対する暴力をなくす運動期間（令和3年11月12日～25日）では「コロナ流行によって顕在化した日本社会における男女格差～家庭や職場との問題が生活やココロに及ぼした影響と今後の課題～」をテーマに講座を実施し、講師の実体験をもとにDVの実態、回復の過程、利用できる資源等についての情報提供、啓発を行った。DV冊子は、令和3年度も引き続き市内中学高校（教師向け）、大学へ配布を行い周知に努めた。	相談者において、DV被害を自覚していないケースも見受けられる。引き続き講演会の実施、DV冊子の配布を継続し普及啓発をしていく。
A	デートDV相談連絡先の変更があったため、パンフレットの書き換えを行い、市内中学3年生、高校全学年への配布し普及啓発をはかった。令和2年度はコロナ感染拡大防止の理由で大学への配架はできなかったが、令和3年度はデートDV相談カード、西東京市女性相談カードを学生が手にとれる学内に配架を依頼した。	交際相手からの暴力被害を防止するためには、対等な関係性や暴力への理解が必要となる。引き続きデートDVパンフレットを配布し普及啓発をはかる。
B	新型コロナ感染拡大防止対策を実施したうえで配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察等組織での連携を図った。関係部署、機関と連携をとり支援にあたってはいるが、それぞれの立場、方針の違いがあり、連携がうまくいかない時もあった。	<b>庁内、警察等の関係機関は異動があり、担当者交代は不可避である。スムーズな連携のできる関係性づくりのため、会議で顔の見える関係性づくりをはかるとともに、相談者についても必要な情報共有を実施していく。</b>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
37	(2)	① 相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	女性相談カード、デートDV相談カード等の配架、配布。HPやSNS、市報等で、繰り返し相談窓口の情報提供を行う。
38		② 女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	引き続きバリテ、田無庁舎で女性相談を実施するとともに、電話による相談も実施する。
39	(2)	③ 一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携し対応する。
40				生活福祉課	家庭相談員による相談者の状況に応じた相談や支援を行い、必要に応じて外国語サポーターの活用を検討する。
41				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施します。
42				子ども家庭支援センター	子ども家庭相談を継続して実施する。
43				健康課	各事業、個別相談の際に一人一人のニーズに応じた相談を実施する。外国語対応については、通訳・翻訳ツールを導入し、相談体制を整備する。発達支援係では、おじさんのアセスメントに基づいて家庭環境や園状況に合わせた相談を実施する。また、ケース検討会議等、他機関と連携しながら相談対応を実施する。
44	I-3★	④ 男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談について情報収集をおこない、検討する。市HPにて既存の男性相談窓口の情報提供を行う。
45	(2)	① 緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護の実施や宿泊費の助成を行う。
46		② 民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターと連携するとともに、新たな民間支援団体による一時保護先の確保に努める。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	若い世代へも情報が届くように1～2か月毎にTwitter、Facebookに相談窓口の情報を載せた。ホームページでは4月の若年層への性暴力被害予防月間や年末年始等の4回、DVや性暴力についての情報提供と相談窓口周知を行った。DV冊子やデートDVパンフレット、女性相談カード等を配布、配架し、相談窓口の周知を行った。スマホが普及し、ホームページやSNSで相談窓口の情報を得て相談につながる方も増えてきている。	相談者の中心は50～40代が多く20代以下は少ない。様々の年代の方に相談窓口の情報が届くよう周知方法を検討していく。
A	女性相談・婦人相談事業で実施 令和3年9月から女性相談の予約をオンラインで行えるようにした。3月末までに15件のオンライン申請があり、14件が新規の相談者、年代は30～50代であった。 相談件数 女性相談360件 婦人相談488件	女性相談利用者は40～50代が中心である。若年女性の相談先として各種line相談があり、既存のline相談から地域の若年女性の相談、支援先として連携していくことが課題である。
A	相談者の個々の状況に応じた支援を行うため、面接による相談で時間をかけ寄り添いながら状況を聞き取りを行い、チーム内で支援方針を検討し、本人の意向を確認したうえで支援を実施した。関係部署と情報共有をはかり役割分担、連携した。	相談者は様々な課題を抱えており今後も関係部署と連携、役割分断しながら、対象者の支援を継続して行う。
A	相談者の希望に応じて所内面接や家庭訪問、電話やメールによる支援を行った。外国語サポーターについては、必要に応じて支援を要請するとともに、文化振興課にて契約をしているタブレット端末を利用した翻訳者との通話を使用することも検討した。	特になし
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 延べ相談件数902件	引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談・助言を行うとともに周知にも努めていきます。
A	育児に悩む父親や母親からの相談、DVを受けているケースなどをバリエーションや関係機関と連携しながら対応した。 子ども家庭支援センターの令和3年度の新規相談件数1306件、その内虐待件数501件（前年より27件増） 虐待以外の養護相談122件であった。 児童本人からの相談は7件だった。 虐待件数が過去最多となった。	引き続き、女性や子供等弱者に寄り添った支援を行っていく。また、今後さらに関係機関との連携を強化し対応していく。
A	相談支援については、各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながら実施した。外国語対応については、翻訳タブレットを導入し、窓口対応、面接相談、訪問支援で活用している。必要時、書面についても、翻訳等により、わかりやすい情報提供につとめた。 発達支援係では、お子さんの検査等を行い、アセスメントに基づいて家庭環境や園状況に合わせた相談支援を実施している。	継続実施。 発達支援係での相談対象の年齢が18歳までとなる。未就学児に対しては引き続きアセスメントに基づいて、家庭環境や園状況に合わせた相談を実施する。学齢児に対しては、状況をうかがい、一人一人に応じて、他機関と連携し適切な支援につなげていく。
B	男性相談を実施している近隣自治体の情報を集めた。現時点では男性相談は東京都へ案内をしている。	男性相談のあり方について、他市の実施状況や利用実績等の情報収集しながら継続的に検討を行う。
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。また、自己決定の為に必要な情報提供をタイミングを見ながら行った。DV被害者だけでなく、親からの暴力、同居の彼からの暴力被害についても、他課と連携しながら必要な支援を行った。	今後も継続実施する。
A	令和3年度は新たな民間支援団体とも契約し一時避難契約施設を増やし、個別の状況に応じて利用できるよう体制を整えた。	被害者の個々の状況、ニーズに適した保護先を利用できるよう保護先の情報収集、開拓を行う。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
47	(3)	③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の生活再建と子育て支援が行える体制を整備する。子どもの保育・就学について速やかに再開できるようにつなぐ支援を行う。
48				健康課	DV被害者の生活・子育て等について、各課との連携も図りながら、必要な情報を活用できるように支援していく。
49		③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	生活福祉課	生活保護受給世帯へ進学に関する支援の制度説明を適切に行う。
50				子育て支援課	関係部署と連携し、DV被害者とその子どもの支援を行います。
51		④被害者への自立支援の実施	DV被害者の自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。個々の相談者に対しても自立支援講座の活用や自立のための情報提供等、支援を実施する。
52	(4)	①職員研修の実施	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課	庁内相談窓口職員に対して研修・啓発を行う。
53		②相談員の資質向上とメンタルケア	相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。
54	I-3 ★	①庁内関係各課との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課	DV支援に必要な庁内関係各課と連絡を密に行い連携を図る。
55		②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を通じ、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。
56				市民課	引き続き庁内外の研修や支援担当者連絡会議等へ参加し、DV被害等の現状を把握し理解を深め、個別の窓口対応に配慮するとともに関係部署や関係機関との情報共有を図る。また住民記録システムを参照している各課とのシステム上の連携を今後も図る。
57				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。
58				健康課	連絡会に参加する。専門家との連携については、連絡会等の機会に協議・検討を目指す。
59	生活福祉課	引き続き連絡会議に出席し、DV関連の知識や経験の共有を図るため、関係機関と情報交換を行うとともに、研修などにも積極的に参加する。			



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	被害女性と子の生活支援や子の保育・就学においては関係部署と連携し、速やかに再開できるよう図った。緊急一時保護後の行き先については、被害者の意見を尊重しながら、子の保育、就学の環境も考慮し、本人、関係機関と検討を図った。	被害女性、被害母子の生活の安定、安全安心な日常が取り戻せるよう関係機関と連携し、支援の検討、実施を行う。
A	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながら必要な部署に速やかにつながるよう配慮し実施した。	引き続き、情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図り実施する。
A	進学について検討する時期が来ている生活保護受給世帯に対し、進学に関する支援制度（生活保護で支給可能な費用や奨学金、貸し付けの制度等）の説明を行った。	特になし
A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通じた自立支援などを実施した。	引き続き、関係機関と連携しながら、きめ細かい支援に努めます。
B	令和3年度は前年度からテーマを引継ぎ「Do it!ここから始まる。2021～わたしのトリセツ～」と題し、癒し、知識の習得、自立を目的とする6講座を実施した。癒しや自己理解、自立につながる講座で自信を回復し自立につなげることを目指し、法律やDV教育の講座で知識の習得、一步を踏み出す足掛かりにしてもらうことを目的として開催している。カラーやメイクの講座に気軽に参加してもらいながら、シリーズ化することで法律、DV教育の講座へも参加しやすくなるように計画し、参加者への声かけ等も行った。	DV被害からの回復を目的としたDVについての講座や、DV避難後の生活再建のために欠かせない法律の講座が核になっているが、受講してほしい状況の方をつなげていくことが課題である。
B	庁内相談窓口対応職員、関係機関に対して、配偶者暴力被害者支援担当者会議の資料の中で、DV被害者支援に関する情報提供を実施した。新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、令和3年度は会場研修は実施していない。	担当者が異動等で入れ替わるため、DV被害に対する知識、経験の積み上げが困難である。担当者会議において、DV被害者支援に関わる研修や情報提供を継続的に実施していく必要がある。
A	精神科医、カウンセラー等に依頼しスーパーバイズを年5回実施した。新型コロナウイルスの影響で研修の中止やオンライン研修への変更が度々あったが、係内で調整し必要な研修へ出席をし、知識の共有を図った。	相談者の抱える困難は個々様々であり、相談員の資質向上のためOJT、スーパーバイズ、研修参加は欠かせない。継続していく。
A	DV被害者個々の支援において、被害者に不利益が生じないように関係各課と連絡をとりあい支援を実施した。関係各課からの要請での相談支援等も実施し連携した。	個人情報の扱いや本人同意にも留意しながら、DV被害者にとって有効な支援ができるよう関係機関と連携する。
B	令和3年度は新型コロナウイルス感染防止対策を行ったうえで、会場での対面での開催を1回実施。	円滑な連携のためには、支援者、機関においても相互理解が必要となる。対面での会議開催を実施していく。
A	住民記録システムを参照している各課との連携を図ることにより、市民課による支援措置から、市としての一体的な住所情報等の保護としている。具体的には、関係各課が参照できる支援対象者ファイルを活用し、データ更新があった際は更新通知を各課に行うことで支援対象者の住所情報等の取り扱いについて注意を促し、情報を共有する体制を構築している。	関係各課が参照できる支援対象者ファイルを活用するとともに、情報の共有について各課の独自システムとの自動連携に向けさらに協議を進めたい。また以前から行われている庁内外のDV被害等に関する研修会に積極的に参加し、実態等について理解を深め個別の窓口対応に配慮し、今後も関係機関との連携を図るよう努めていく。
A	第1回連絡会議（令和3年5月20日開催）に出席し、関係機関等との連携を図った。	引き続き、連絡体制を維持していくことが重要である。
B	支援が必要な個別ケースについては「たまご面接」「こんにちは赤ちゃん訪問」を始め、母子保健事業にて把握につとめ、必要時女性相談を紹介している。	関係会議への参加、個別支援を通じさらに連携を図る。
A	開催された連絡会議に出席、情報交換を行った。	特になし

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
60	(5)			高齢者支援課	高齢者虐待防止連絡会の開催
61				障害福祉課	虐待防止の観点から支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。
62				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図ります。
63				保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。
64				子ども家庭支援センター	関係機関との連携を図る。
65				学務課	引き続き関係機関と積極的に連携を図り、適切に対応するために共通認識を持つ。
66		③ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。
67	(1)	① 暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	さまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。
68		② 市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課	パリティ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法2021」等を配布する。
69		③ 暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、さまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。
70				職員課	ハラスメントに関する研修を継続して実施する。
71				教育指導課	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施していく。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。 虐待防止連絡会を2回開催した（うち1回は新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮してオンライン開催）。	引き続き連絡会を開催し、虐待防止に向けた施策を検討する。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、相談の同席やつなぎ、サービスの利用調整等関係機関と連携を図った。	引き続き、継続実施に努める。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。	関係団体との連携強化を図るため、今後も、連絡会議等に積極的に参加します。
A	連絡会議により、関係機関等との連携を図った。	継続実施により連携を図る。
A	年2回の配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加した。 要保護児童対策地域協議会代表者会議を外部関係機関を书面開催で1回、庁内関係機関を対面会議で1回、実務者会議を5回、ケース検討会議を77回実施した。 関係機関との連携強化を図るため、巡回訪問事業を通して市内の幼稚園、保育園等を訪問した。また、田無警察署と共同で市内の商業施設11箇所を巡回し、児童虐待防止の啓発を行った。	引き続き、今後も関係機関との連携を密に行い、配偶者暴力を見せることが子供にとって、心理的虐待にあたる、ということに関係機関に周知していく。
A	状況に応じて関係機関と適切な調整を行いながら、保護者等の対応をし、事務処理を行った。	引き続き関係機関と連携を図り、状況に応じた適切な対応に努める。
C	令和3年度時点で都内市部においては設置自治体なく、他市とも情報交換、情報収集を行いながら検討している。令和3年度末時点で婦人相談員1名欠員である。常勤1、会計年度任用職員2で相談支援を実施しており、いずれも婦人相談5年未満であるが個別事例の共有や検討、積極的に研修や会議に出席しスキルアップを図っている。	配偶者暴力相談支援センターの設置について検討するため情報収集を行う。現在の相談支援体制では設置が難しいことから、体制強化の可否と合わせ慎重に検討する。
A	DV冊子、デートDVパンフレットの配布・センター内における掲示の実施によりDV、デートDVについての情報提供を行った。自立支援講座の実施の他、4月に「JKビジネス等被害防止月間」として若年女性に対する性被害、DVについてはHP上にて情報提供と啓発を行った。女性に対する暴力をなくす運動週間には、DV被害の実体験をもつ講師によるDV被害の実態や回復についての講座を実施し普及啓発を図った。	今後も継続実施することにより広く理解を深める。
B	「ポケット労働法2021」をパリの窓口に設置・配布したほか、東京都産業労働局発行の「令和2年度雇用平等ガイドブック 職場におけるハラスメント防止ハンドブック」「2020年度版 働く女性と労働法」をパリの窓口や田無庁舎、商工会田無事務所などに設置・配布した。	引き続き、他の啓発方法も検討する。
B	新規採用職員に向けDVを含む男女平等に関する研修を行った。全職員に対しての研修は実施することはできなかった。	今後も継続実施していく。
A	1月に管理職を含む一般職と特別職（市長・副市長・教育長・各部長）に対して研修を実施、2月には相談員向け研修を実施した。また、1月にeラーニング研修を全職員対象に行っている。	継続した研修の実施と相談体制の強化を図る必要がある
A	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施した。	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
I-4	(2)	①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課	学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けるている。 その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応を行う。あわせて学校の状況を把握し、スクールカウンセラーから相談状況等の把握する。 教育相談センターでの相談で発覚した場合も同様に対応する。 スクールソーシャルワーカーを定期的に小中学校に派遣する。学校からの要請があった場合には随時派遣を行い、スクールソーシャルワーカーが情報を集約し、学校へのコンサルテーションを行うことで、より、関係機関との連携を強化し、円滑な支援を行う。
72					
73		②女性相談の実施（No.38再掲）	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	引き続きパリテ、田無庁舎で女性相談を実施するとともに、電話による相談も実施する。（No.38再掲）
74		③緊急一時保護の実施（No.45再掲）	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護の実施や宿泊費の助成を行う。（No.45再掲）

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、庁舎においては教育相談、学校ではスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーの巡回で受けている。</p> <p>また、当課の機関として適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において家庭訪問を実施する等、様々な形態で支援を行っている。</p> <p>どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えている。</p> <p>子ども家庭支援センター、女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作るよう努めている。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染防止のための蔓延防止期間が長く、児童生徒の感染及び濃厚接触者となり教育相談センターに来所できない相談者も多かった。臨機応変に電話相談に切り換える等の対応を行った。</p> <p>今後とも、教育支援課に入ってくる相談について、関係部署との連携を密にしながら情報共有をすすめていく。</p>	<p>関係機関と連携が円滑に行われるように、連絡や、交流を密に行うように努めている。(関係機関お互いが実施する研修への参加やケース会議への出席、ケースの経過報告等)。</p> <p>一方で、関係機関と動きが重複する場面では、それぞれで独自に動いてしまい、足並みがそろわないこともある。今後は、まず、ケース会議を通じて「誰が」「いつ」「何をする」か、「誰の立場に立つのか」を関係機関同士で共有し、そのことをきちんと進捗管理していくことが必要と考える。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、新しい生活様式、家族の家庭における距離感の変化等から引き起こされた問題が生じている。引き続き社会情勢に注視しながら支援を展開していく。</p>
A	<p>女性相談・婦人相談事業で実施</p> <p>令和3年9月から女性相談の予約をオンラインで行えるようにした。3月末までに15件のオンライン申請があり、14件が新規の相談者、年代は30～50代であった。</p> <p>相談件数 女性相談360件 婦人相談488件 (No.38再掲)</p>	<p>女性相談利用者は40～50代が中心である。若年女性の相談先として各種line相談があり、既存のline相談から地域の若年女性の相談、支援先として連携していくことが課題である。(No.38再掲)</p>
A	<p>DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。また、自己決定の為に必要な情報提供をタイミングを見ながら行った。DV被害者だけでなく、親からの暴力、同居の彼からの暴力被害についても、他課と連携しながら必要な支援を行った。(No.45再掲)</p>	<p>今後も継続実施する。(No.45再掲)</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
75	I-5	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだ と性に関する正しい知識を身 につけ、自他ともに尊重した 性教育を実施します。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施 する。
76				健康課	性教育の実施については、各課連 携及び場の提供が不可欠である。 効果的な連携を機会をとらえて協 議できるよう、努める。
77				教育指導課	今後も東京都教育委員会と連携 し、改訂予定の性教育の手引きを 踏まえた、性に関する指導が実施 できるよう指導・助言を行う。
78		②性と生殖に関する健康支 援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ（性と生殖に関する健 康と権利）の概念が社会に根 付くよう、多様な機会を通じ て情報を提供します。 また、男女ともに正しい知識 を持って、安心して妊娠・出 産を迎えられるよう情報の提 供に努めます。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施 する。
79				健康課	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツについても、各課連携を図りな がら周知に努める。
80		(2)	①女性専門外 来に関する情 報提供	女性に特有のからだの不調や 悩みに対応するため、女性専 門外来を設置している医療機 関に関する情報を提供しま す。	協働コミュニティ課
81	健康課				引き続き、女性専門外来につい ては、情報集約に努める。
82	②女性・男性 特有の病気 に対する予防 と検査の実 施		子宮がん、乳がん、骨粗しょう 症、前立腺がんなどの予防 と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づ くりや予防についての情報、 性感染症に関する情報等の提 供に努めます。	健康課	各がん検診事業を通じて、情報提 供に努める。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	「子どもの性を育てるとは～親・保護者のための性教育～」講座を開催した。参加者から、多くの保護者に聞いてほしいとの意見を多数受けた。	引き続き、市民向けの取り組みを実施する。
B	妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じ、個別の状況にも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。各課連携については、機会がなく未実施。	教育の実施については、関係部署との連携が不可欠であり、継続して検討が必要。
A	東京都教育委員会と連携し、改訂予定の性教育の手引きを踏まえた、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行った。	<b>引き続き</b> 今後も東京都教育委員会と連携し、改訂予定の性教育の手引きを踏まえた、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。
C	今年度は、健康支援情報の提供を行う事業は実施できなかった。男女平等推進センター内にリプロダクティブ・ヘルス/ライツを特集した情報誌バリテVol.22を設置・配したほか、他自治体の情報誌や講座チラシを設置し、啓発を行った。	関係図書を紹介やホームページの活用など、様々な方法を検討しながら、引き続き情報提供を行う。
B	妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じ、個別の状況にも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。各課連携については、機会がなく未実施。	情報提供と発信の仕方の工夫について、検討が必要。
B	最近性は踏まえた診療を行っている医療機関が増えたこともあり、女性専門外来を案内した実績はなかったが、相談に応じてレディースクリニックなどの紹介を行った。	今後も情報収集し、相談者に応じて適切な情報提供を行う。
B	健康課事業や健康相談等において、相談内容に応じて女性専門外来の情報提供を行った。	最新の情報集約に努めるとともに、引き続き、健康課事業や健康相談等において、女性専門外来の情報提供を行う。
A	<u>がん検診は継続して実施した。</u> <u>昨年度、新型コロナにより中止していた、更年期等、女性の健康づくりに関する健康教育は、感染対策等に配慮した上で、再開した。</u>	<u>各がん検診、健康教育については、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じて継続実施。</u>

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
83		① 審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ② 審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	① 審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ② 審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課	① 審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努める。 ② 審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。	
84				企画政策課	【行財政改革推進委員会】 【使用料等審議会】 会議はこれまで平日の日中に開催してきているが、リモートによる会議を積極的に活用し、より参加しやすい環境の整備に努める。 学識委員の改選に当たっては、女性の登用に向けた取組に努める。	
85	II-1 ★			(1)	総務課(法規文書係)	欠員を補充する際には、女性登用に努める。 また、女性が参加しやすいよう夜間の会議を控える等、環境整備に努める。
86					公共施設マネジメント課	財産価格審議会は、財産の処分等に関し、適正な価格等を評定することを目的に設置している。 現在の委員は学識経験者として不動産鑑定士3人(うち女性1人)を委嘱している。 財産の価格等を評定するという事で、その専門家である不動産鑑定士に委嘱しているが、女性の不動産鑑定士の数が非常に少ないため、女性登用率の40%を達成することは非常に困難な状況である。 委員の委嘱期間が今年度で満了するため、現在の女性委員数継続に向けて努力する
87					契約課	西東京市入札等監視委員会は、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保すべく、発注した工事等に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行うため、学識経験を有する者3名で構成する。 欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>【男女平等参画推進委員会】 R 1.11～R 2.7 男5人 女10人 登用率67% R 2.7～R 4.7 男5人 女10人 登用率67%</p> <p>【企画運営委員会】 R 1.5～R 2.6 男4人 女4人 登用率50% R 2.6～R 3.7 男2人 女6人 登用率75% R 3.7～R 4.6 男1人 女7人 登用率87.5%</p> <p>両委員会とも会議の開催日時や開催方法（対面・オンライン・書面）については、委員の意向を踏まえて決定した。</p>	<p>①引き続き審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%以上になるよう努めつつ、男女どちらかに偏らないよう、注意する。</p> <p>②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。</p>
B	<p>【行財政改革推進委員会】 H31.5.16～R 3.5.15 男6名 女2名 登用率25.0% R 3.11.17～R 5.11.16 男8名 登用率0.0% 改選にあたっては女性の登用も考慮しているが、女性委員の登用がない状況となっている。</p> <p>【使用料等審議会】 R 2.11.12～R 3.11.11 男4名 女1名 登用率20.0% R 3.11.26～R 4.11.25 男4名 女1名 登用率20.0% 改選にあたっては女性の登用も考慮しているが、1名の登用にとどまる状況が続いている。</p>	<p>【行財政改革推進委員会】 リモートによる会議開催を積極的に進めていく。令和3年度以降の市民委員について公募・選定の結果、女性委員の登用がない状況となっており、学識委員の改選に当たっては、女性委員の登用を意識して取り組む必要がある。</p> <p>【使用料等審議会】 令和3年度に引き続き、リモートによる会議開催も積極的に活用していく。委員改選に当たっては、学識経験や委員適正を勘案したうえで、女性委員の積極的な登用に繋がるよう、情報の収集に努める。</p>
B	<p>【個人情報保護・情報公開審査会】 任期：令和2年10月1日から令和4年9月30日まで 1人（男1人） 任期：令和3年10月1日から令和5年9月30日まで 3人（男2人、女1人） 女性登用率：25%</p> <p>【個人情報保護審議会】 任期：令和3年10月1日から令和5年9月30日まで 6人（男5人、女1人） 女性登用率：16.7%</p>	<p>今後、欠員を補充する際には、女性登用に努める。</p>
B	<p>【財産価格審議会】 任期：令和元年8月1日～令和3年7月31日、男性2人、女性1人 登用率33.3%（人数と登用率は、令和3年7月31日現在） 任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日、男性3人、女性1人 女性登用率25%（人数には市職員1名を含む）</p> <p>任期満了に伴う委員の改選が実施されたが、学識経験者については引き続き男性2名、女性1名で、会長職が女性委員であったものである。なお、前任期の途中で市職員の委員が1人辞任し、総数3人の委員であったが、今任期では新たに市の職員1人が任命され総数4人となったため、女性登用率は33.3%から25%に減少している。</p>	<p>女性登用に引き続き努力するが、女性不動産鑑定士が少ない現状で、当市の公有財産事情に精通する女性不動産鑑定士を更に増やし、委員半数を選び出すことは、非常に困難である。</p>
C	<p>西東京市入札等監視委員会</p> <p>任期 令和3年11月1日～令和5年10月31日 男3人、女0人 登用率0%</p>	<p>次の改選期は、令和5年度だが、欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
88	II-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	危機管理課	意欲のある女性の発掘に努める。
89				保険年金課	国民健康保険運営協議会は任期が3年間であるため、令和3年度は推薦・一般公募は行わない。
90				健康課	女性および男性の健康問題等が適切に検討できる会議体となるよう、また参加しやすい会議体が開催できるよう調整し実施する。
91				地域共生課	委員の推薦母体に委員の推薦を依頼しているため、推薦の際に依頼をすることなどの検討を行う。
92				高齢者支援課	改選時に男女比に配慮する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>【消防委員会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はR 3. 8. 1～R 5. 7. 31 男8名、女0名 登用率0%【R 3. 3. 31現在】</p> <p>【防災会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はR 2. 7. 1～R 4. 6. 30 男30名、女5名 登用率14%【R 4. 3. 31現在】 充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難である。</p> <p>【防災推進会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はR 2. 10. 1～R 4. 9. 30 男11名、女2名 登用率15%【R 4. 3. 31現在】 充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率のコントロールは困難である。</p> <p>【国民保護協議会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はR 2. 11. 1～R 4. 10. 31 男30名、女3名 登用率9%【R 4. 3. 31現在】 充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率のコントロールは困難である。</p>	意欲のある女性の発掘に努める。
B	<p>【国民健康保険運営協議会】 任期：H30. 4. 1～R1. 6. 30、男12名、女3名、登用率20% 任期：R1. 7. 1～R4. 6. 30、男12名、女3名、登用率20% 国民健康保険運営協議会は任期が3年間であるため、令和2年度、3年度は推薦・一般公募は行わない。</p>	次回（令和4年度）の委嘱の際には、積極的に女性の登用に努める。
B	<p>①【予防接種健康被害調査委員会】委員の選定は、公募ではなく、医師会・保健所等の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。引き続き関係機関に女性の登用が求められていることを周知する。 【健康づくり推進協議委員会】においては委員15名中女性4名が登用されている。</p> <p>②日時については、各機関の出席可能な日時等によることが多いが、引き続き関係機関に女性の登用が求められていることを周知する。</p>	継続
B	<p>【民生委員推薦会】 任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日 男性6人、女性11人 女性登用率64.7%</p> <p>【保健福祉審議会】 任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日 男性8人、女性3人 女性登用率27.3% 任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日 男性10人、女性1人 女性登用率9.1%</p> <p>【地域福祉計画策定・普及推進委員会】 任期：令和2年5月27日～令和4年5月26日 男性7人、女性2人 女性登用率22.2%</p> <p>令和3年度においては、保健福祉審議会において任期の更新があった。人事異動に伴い女性登用率が低下してしまった。 地域福祉計画策定・普及推進委員会において市民公募を行った結果、女性からの応募はなく、結果男性2人の委嘱となった。</p>	任期の更新があるものについて、女性の登用に努める。
B	<p>・地域密着型サービス等運営委員会、任期：R3. 8. 6～R4. 3. 31、男9名、女4名 登用率30.1% ・介護保険運営協議会、任期：R1. 7. 29～R3. 7. 28、男12名、女5名 登用率29.4%、任期：R3. 11. 12～R6. 11. 11、男10名、女7名 登用率41.2%</p>	改選時に男女比に配慮する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
93	II-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	障害福祉課	①②地域自立支援協議会、有償ボランティア輸送運営協議会における女性委員登用に引き続き努める。 ③多くの委員が参加できるよう会議日程の調整を行う。
94				子育て支援課	会議開催時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）したり、保育付きの会議にする等、女性にも参加していただきやすいように対応します。
95				文化振興課	改選時には、関係団体へ趣旨を説明し、女性委員を積極的に登用するよう努める。
96				スポーツ振興課	委員改選に当たっては女性登用に留意する。
97				産業振興課	改選する際には、女性の登用を検討する。（令和2年(2020)9月改選）

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>【地域自立支援協議会相談支援部会】 市内相談支援事業所の代表が参加。委員登用に性別の制約は設けていない。開催日によって男女比は異なる。</p> <p>【地域自立支援協議会権利擁護部会】 令和3年度未実施</p> <p>【地域自立支援協議会地域生活支援拠点等整備作業部会】 男5名 女4名 登用率44%</p> <p>【有償ボランティア輸送運営協議会】 任期：R2.4.1～R4.3.31 男6名、女4名 登用率40%</p> <p>登録団体の新規登録申請に関する協議に伴い、協議会を1回開催したが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面開催となった。</p> <p>【地域自立支援協議会】 任期：R2.4.1～R4.3.31 男10名、女6名 登用率37.5%</p> <p>【障害支援区分認定審査会】 任期：R3.4.1～R5.3.31 男8名、女7名 登用率46.7%</p>	<p>引き続き、継続実施に努める。</p>
A	<p>子ども子育て審議会 任期：R1.8.22～R3.8.21、男性3人、女性13人、女性登用率81%、会長職：女性 任期：R3.8.22～R5.8.21、男性5人、女性15人、女性登用率67%、会長職：女性 ※男女問わず全ての委員が参画しやすいように、会議の候補時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）するようにしています。</p> <p>青少年問題協議会 任期：R1.11.1～R3.10.31、男性5人、女性9人、女性登用率64%、副会長職：女性（会長は市長） 任期：R3.11.1～R5.10.31、男性6人、女性8人、女性登用率57%、副会長職：女性（会長は市長）</p>	<p>男女比の比率については、関係機関からの推薦者もいるため調整が難しいところがあります。 会議開催時間の設定については、今後も継続できるように努めます。 男女問わず育児中の方も参画しやすいように、会議時の保育の確保に努めます。</p>
A	<p>令和2年度文化芸術振興推進委員会 任期：R2.8.1～R4.7.31 男6名、女4名 登用率40%</p> <p>令和3年度文化芸術振興推進委員会 任期：R2.8.1～R4.7.31 男6名、女4名 登用率40%</p> <p>令和3年8月の改選時では、委員に変更はなく令和2年度同様、登用率40%を達成した。令和元年度から女性委員が増加したことにより、これまで以上に女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議を進めることができ、委員会の内容の充実が図られたと考える。令和4年度に任期が満了する委員もいるため、改選の際は女性委員を積極的に登用するよう努める。</p>	<p>改選の際、または委員の人事異動等があった場合等には、委員会に女性が参加しやすい環境整備の手法について検討し、女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議ができるよう、女性委員の推薦を働きかけていきたい。</p>
B	<p>任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日 組織：男性8人、女性2人（女性登用率20%） ※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員）</p> <p>任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日 組織：男性8人、女性2人（女性登用率20%） ※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員）</p>	<p>女性の参画をより一層促進できるよう、可能な限り女性の推薦いただくよう各団体に要請する。</p>
C	<p>【農業振興計画推進委員会】 任期：R2.9.29～R4.9.28 男10人、女2人 登用率16.6%</p> <p>・農業振興計画推進委員会について、令和2年度に委員改選があったが、学識経験者・農業団体職員・農業関係者・関係行政機関の職員の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。また、3名の市民委員は公募により選考しているが、選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。令和3年度の改選はないため、構成委員は変更がなかった。</p>	<p>改選時の女性委員の登用</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
98	(1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	環境保全課	本審議会委員の任期は令和4年6月までであるため、令和3年度についてもこれまでと同様となる。なお、委員の欠員が出た場合には、補欠委員の募集を行う。その際は、男女比に配慮した登用を検討し、女性の登用率向上を目指す。
99				ごみ減量推進課	女性登用率40%が維持できるように努める。
100				都市計画課	【都市計画審議会】 学識経験者に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。  【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
101	II-1 ★  (1)			交通課	【地域公共交通会議】 令和3年度中に構成員の変更が予定されている。関係団体・関係機関の職員が大半を占め、かつ各団体等の指名により参画するものであり、意図的に女性の登用割合を上げることは難しいが、関係団体・関係機関に、適任者がいる場合に、積極的な女性の登用を検討するよう依頼する。
102				下水道課	本審議会委員の任期は令和4年10月までであるため、改選時期ではないが、委員の辞任等で任命する場合には、可能な範囲で登用率の維持、向上に努める。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>環境審議会、任期：H30.7.1～R2.6.30 男7名、女3名 登用率30%</p> <p>環境審議会、任期：R2.7.1～R4.6.30 (R2年7月-R3年3月)男8名 女2名 登用率20% (R3年4月-R4年3月)男9名 女1名 登用率10%</p> <p>・環境審議会について、R2年度に委員改選があったが、市民委員選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。また、R2年度末に女性1名の辞退があり補欠委員の募集を行たが、女性の登用には至らなかった。同時期に男性1名の関係行政機関選出区分に人事異動に伴う変更があったが、男性委員のままとなった。 次期改選時には、関係行政機関、民間事業者に対し、女性の委員の登用が求められていることを周知したい。</p>	<p>環境審議会委員については、令和4年7月に改選を控えており、学識経験者(2名以内)、市民公募(4名以内)、事業者代表(2名以内)、関係行政機関(2名以内)の依頼を行う際は男女比に配慮した登用を検討する。</p>
A	<p>廃棄物減量等推進審議会 任期：R3.7.1～R5.6.30 男7名、女8名 登用率53%</p>	<p>令和4年度も同委員構成となるが、今後も女性が参加しやすい環境整備に努め、登用率を確保できるようにする。</p>
B	<p>【都市計画審議会】 任期：2年間(ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期) 任期 令和元年10月1日～令和3年9月30日 男15人 女2人 11.8%(R3.3.31現在) 任期 令和3年10月1日～令和5年9月30日 男14人 女3人 17.6%(R4.3.31現在) (議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2)</p> <p>【専門部会(都市計画審議会)】 任期(農地保全等に関する専門部会)：平成29年10月1日から、都市計画審議会の特定の事案が終了するまで 任期(都市計画マスタープラン等策定に関する専門部会)：令和3年12月1日から、令和6年3月31日まで 男8人 女1人 11.1%(R4.3.31現在)</p>	<p>【都市計画審議会】 審議会委員のメンバー構成が学識経験者6名以内、市議会議員6名以内、関係行政機関の職員が3名以内、市民代表が2名以内と限定され任期が2年間となっている。構成員の選定は、充て職、書類選考によるものが多く、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。</p> <p>【専門部会(都市計画審議会)】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。</p>
B	<p>【地域公共交通会議】 H25.7.1「地域公共交通会議(法定会議)」に移行し発足</p> <p>任期 R1.8.1～R3.7.31 男10人 女2人 登用率16.7%(R3.3.31現在) 任期 R3.8.1～R5.7.31 男9人 女3人 登用率25.0%(R4.3.31現在)</p> <p>年度途中の任期満了に伴い、年度末時点では新たな任期となっている。各関係団体・機関からは職責に応じて委員として推薦されており、性別による推薦は困難であることを再確認した。市民委員については公募に対する応募時に提出される作文により委員としての適格性を判断しており、結果的に今期は女性23名となり、登用率は向上した。</p>	<p>任期中であり令和4年度中の構成員の変更予定等はなく、登用率は現状維持の予定である。関係団体・関係機関の職員については異動の可能性があるが、その場合、現在女性である委員が退任し、登用率が低下する可能性がある。</p>
B	<p>【下水道審議会】 任期：R2.10.27～R4.10.26 男6名、女2名 登用率25.0%【R4.3.31現在】</p>	<p>下水道審議会については、委員のうち学識経験者については、他機関及び充て職からの推薦により任命しているため、男女比率を維持することは難しいも面あるが、引き続き維持に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
104				学務課	任期満了による改選があるため、可能な範囲で男女のバランスを図っていく。任期中の学校職員の異動や退任があった際の欠員の補充の際にも男女のバランスに可能な限り配慮していく。 就学支援委員会については、人事異動等による委員の選出を行う。固有の校長職等への委嘱のため調整は難しいが、目標比率を満たすよう配慮する。審議人数が増加しているが、引き続き、委員会の終了時間を超えないよう、内容の調整、簡潔な進行などに努め委員会の効率化を図ることで、ワークライフバランスがとれるような委員会運営を行う。
105	(1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	社会教育課	令和3年度の改選時に、登用率の維持、向上に努める。
106				公民館	女性委員の占める割合が40%以上になるよう、女性の登用に努める。
107				図書館	【図書館協議会】西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出する。
108				選挙管理委員会	【明るい選挙推進委員会】推進委員の男女登用率の平均化を図る。 また、コロナ禍において安心して推進委員となれるよう対策を講じる。
109	(2)	①地域における女性のロールモデルの発掘と活用 ②リーダー養成講座の実施	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。
110			情報誌の活用や講座、講演会等の実施による意識啓発を通して、審議会や委員会、政治分野等で活躍できる男女平等参画の視点をもったリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課	情報誌パリエへの記事の掲載や、女性リーダーの育成につながるような講座・講演会を実施する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>学校給食運営審議会の委員は、任期:令和3年9月1日～令和5年8月31日は、男4人、女12人である。任期満了に伴う改選により、男性委員の割合が増した(令和2年度は男3人、女13人)。</p> <p>令和3年度の状況  ○就学支援委員会(小委員会(固定・学校))、任期:R3.4.1～R5.3.31、男18人、女21人、女性登用率54%  ○就学支援委員会(小委員会(言語・S))、任期:R3.4.1～R5.3.31、男16人、女7人、女性登用率30%  ○就学支援委員会(小委員会(L))、任期:R3.4.1～R5.3.31、男12人、女5人、女性登用率29%  委員会の終了時間については、審議方法を変更することで審議時間の短縮に努めた。</p>	<p>任期途中の改選がある場合は、可能な範囲で男性の登用に努める。</p> <p>固有の校長職等への委嘱であるが、男女比率に可能な範囲で配慮していく。引き続き、委員会の効率化を図ることで、ワークライフバランスがとれるような委員会運営を行う。</p>
B	<p>【社会教育委員の会議】  R3.7.1～R5.6.30  男6名、女7名  女性委員の占める割合53%</p>	<p>【社会教育委員の会議】  令和5年度の改選時に向けて、登用率の維持、向上に努め、WEB会議の対応等、環境整備に努めます。</p>
A	<p>公民館運営審議会第10期  任期:R1.5.1～R3.4.30  男7名、女7名 登用率 50%  公民館運営審議会第11期  任期:R3.5.1～R5.4.30  男6名、女8名 登用率 57%</p>	<p>勤労者も参画できるように、夜間に定例会を開催している。</p>
A	<p>令和3年度からの2か年にわたる任期で選出となる図書館協議会委員は10人のうち、女性が4人となり、割合40%を達成した</p>	<p>引き続き西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出する</p>
B	<p>【明るい選挙推進委員会】  ①任期:H30.4～R2.3 令和元年度末人数:男性3名、女性31名 登用率:91.18%  ②任期:R2.4～R4.3 令和3年度末人数:男性5名、女性25名 登用率:83.3%</p>	<p>前回任期と比較すると男性の登用率が上昇した。男女比率が平均化するよう、今後も男性への勧誘もより積極的に行い、さらなる人材確保を進めていく。  また、コロナ禍において安心して活動</p>
A	<p>女性への暴力をなくす運動期間(11月)に、昨年度末で男女平等参画推進センター企画運営委員会委員を退任された専門家の方を講師に迎え、「コロナ流行によって顕在化した日本社会における男女格差～家庭や職場での問題が生活やコロナに及ぼした影響と今後の課題～」と題して講演会を開催した。  男女平等参画推進センター企画運営委員会の委員の欠員に対する公募を行い、新たに市内で事業を行っている方など女性委員2人が任命された。</p>	<p>地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。</p>
B	<p>女性への暴力をなくす運動期間(11月)に、昨年度末で男女平等参画推進センター企画運営委員会委員を退任された専門家の方を講師に迎え、「コロナ流行によって顕在化した日本社会における男女格差～家庭や職場での問題が生活やコロナに及ぼした影響と今後の課題～」と題して講演会を開催した。  男女平等参画推進センター企画運営委員会の委員の欠員に対する公募を行い、新たに市内で事業を行っている方など女性委員2人が任命され、講座の企画などを行った。</p>	<p>引き続き、情報誌や講座等を活用して、女性リーダーの育成に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
111	(1)	① 地域リーダーの機会均等の支援	地域協力ネットワーク等の地域活動において、性別によらずすべての人がリーダーとなり活躍できる場となるように、団体等を支援します。	協働コミュニティ課	女性リーダーの育成に関する情報提供を行い、女性活躍推進に向けての意識啓発を行う。
112		② 地域を担う女性リーダーの育成	情報誌の活用や講座、講演会等の実施を通して、地域活動における女性リーダーを育成します。また、パリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課	国や都で実施するリーダー講習会の情報を提供するとともに、女性リーダーの育成につながる講座を実施する。また、パリテ登録団体の活動する比較的若い世代の女性に対し、パリテまつりの実行委員等への就任を促すなど、地域で活動する女性への支援を行い、次世代の女性リーダーの育成を図る。
113	II-2	① 男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課	男性も参加しやすい地域活動に関する講座を開催する。
114		② 地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供と参加促進	地域活動、ボランティア活動、NPO法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図ります。	協働コミュニティ課	さまざまな情報提供を行い、男性の地域参加の促進を図る。
115				地域共生課	様々な方が参加できるように、登録研修の実施時間や日時などに工夫する。
116				児童青少年課	引き続き、地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。
117	(3)	① 市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもって活動できるように、パリテまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	市民活動団体にパリテまつり参加を呼びかけ、講座の実施など、学習機会を提供する。
118		② 男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施	パリテ登録団体など、男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。	協働コミュニティ課	パリテ登録団体を中心に市民活動団体と協働事業を実施する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	講座参加者への声掛け等により、市内で活躍されている女性に男女平等推進センター企画委員の募集を案内した。新たに任用された女性委員に講座や情報誌の企画をしていただいた。	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。
A	企画運営委員会委員の欠員補充による改選に伴い、西東京市で活躍する若い女性委員に就任していただいた。情報誌や講座の企画に若い世代の意見が反映されている。	国や都で実施するリーダー講習会の情報提供とパリエ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図る。
A	男性向けの講座は開催しなかったが、特にオンライ各講座においては男性の参加もあった。アンケートには性別の回答欄がないため、数の把握はできない。	引き続き、講座等の啓発活動を行う。
A	NPO市民フェスティバルの開催 ・オンラインにより、ライブ等により団体活動の紹介動画等を配信した。	動画配信等のオンラインによる情報配信については、もともと興味がある層については効果があるが、新しい層への波及については課題がある。
A	コロナ禍において、多人数を集めてのほっとネット推進員登録研修は開催せず、地域の様々な場所（サロン、自治会、子ども食堂等）にて出前講座を行い、参加の促進を行った。	引き続き、地域の様々な場所、催しにおいて、出前講座を行う。
A	「歩け歩け会」は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、「こそだてフェスタ」を実施し、児童青少年課関連事業において、地域の男性が参加し積極的にかかわるきっかけになるよう、促進することができた。	地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。
A	第14回パリエまつりは実行委員会として10団体が企画・運営を行い、オンラインまつりを開催した。	市民活動団体が男女平等参画の視点をもち活動できるように、学習機会の提供に努める。
B	女性に対する暴力をなくす運動期間にパープルリボン・プロジェクトのタペストリーを展示した。	引き続き、パリエ登録団体を中心に市民活動団体と協働事業を実施するとともに新規団体について連携がでるよう検討する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
119	(1)	① 防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理課	意欲のある女性の発掘に努める。
120		② 防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課	パリテにおいて防災における男女平等参画に関する情報提供を行う。
121	(2)	① 避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	危機管理課	現状把握及び女性の防災委員向けの講習会等の実施や東京都の研修会の参加促進に努める。
122				協働コミュニティ課	パリテにおいて防災における男女平等参画に関する情報提供を行う。
123				危機管理課	各避難施設における体制強化、平準化の進展を行う。
124				教育企画課	引き続き、各学校及び危機管理室等と連携の上、避難施設運営組織における女性の参画を図りたい。
125	(2)	② 災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理課	関係課との連携を進めながら、各機関と情報共有を進める。
126		③ 男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理課	男女の視点に配慮し、避難物資の整備に努める。



担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難ではあるが、女性の意見を確保するため、女性団体の代表を委員に任命している。</p>	<p>意欲のある女性の発掘に努める。</p>
C	<p>今年度は、防災における男女平等参画に関する情報提供を行う事業は実施できなかったが、男女平等推進センターパビリテ内に新聞記事の抜粋等の掲示を行ったほか、防災図書コーナーを設置した。</p>	<p>引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、今後の事業展開について検討する。</p>
C	<p>新設の場合、自立組織であることから、女性登用に直接関与することは難しい。現存の防災市民組織には、引き続き講習会や研修会の開催（通知）についての参加促進に努めていく。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から講習会・説明会等は実施せず。</p>	<p>現状把握及び女性の防災委員向けの講習会等の実施や東京都の研修会の参加促進に努める。</p>
C	<p>今年度は、防災における男女平等参画に関する情報提供を行う事業は実施できなかったが、男女平等推進センターパビリテ内に新聞記事の抜粋等による掲示を行ったほか、防災図書コーナーを設置した。</p>	<p>引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、情報提供を行う。</p>
B	<p>西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱にて市立小・中学校に設置されている避難所運営協議会の体制強化をめざし、各協議会での協議事項等の適切な運用と平準化を進めた。コロナ禍のため協議会を実施する機会が引き続き減少しているが、実施した学校について、協議会委員等の危機管理意識と能力を高めるための教育や訓練、啓発などに取り組むうえで必要な各種訓練等の企画立案・実施・評価等を実施した。</p>	<p>各避難所における体制強化、平準化の進展。</p>
A	<p>各学校及び危機管理課と連携の上、避難施設運営組織への参画を行い、災害時の自主運営組織の構築を行っており、すべての避難運営組織において女性の参画も図られている。引き続き女性への配慮の視点を踏まえた避難施設運営組織の構築を図っていく。</p>	<p>引き続き、各学校及び危機管理室等と連携の上、避難施設運営組織における女性の参画を図りたい。</p>
B	<p>福祉事業者や地域コミュニティ等との情報共有を行うことにより、災害時の市としての安否確認体制の確立、避難生活における自助共助公助の取り組みの充実、災害時要援護者名簿等の名簿の配布を実施した。名簿の記載事項について検討を進める必要があることを認識し、福祉事業者との情報交換を行い、システムの改修に向けた課題整理を行った。</p>	<p>関係課との連携</p>
C	<p>昨年の訓練等においても、特段の要望はなかったが、プライバシー等の配慮が保たれる物資（資器材）の購入を検討していく。</p>	<p>男女の視点に配慮し、避難物資の整備に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
127	(1)	①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都との共催による講座の実施や、男女平等推進センターパリティにおける講座の実施や啓発掲示などを行う。
128				産業振興課	①市広報やHP等を活用し、就労関連の情報提供を行う。 ②就職情報コーナーにて、就職相談・情報提供を行う。 ③ハローワークやしごとセンターと共催で就労事業を実施する。 ・就職支援セミナー（6月と10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会
129		②多様な働き方に関する情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携した事業や、男女平等推進センター事業で、女性の多様な働き方に関する講座等を実施する。また、チラシや啓発誌などで情報を提供する。
130				産業振興課	①市広報やHP等を活用し、就労関連の情報提供を行う。 ②就職情報コーナーにて、就職相談・情報提供を行う。 ③ハローワークやしごとセンターと共催で就労事業を実施する。 ・就職支援セミナー（6月と10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会
131	(2)	①市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意見交換を行います。	協働コミュニティ課	市内事業者団体との意見交換や連携方法について検討する。
132		②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の紹介を行う。
133		③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共調達の際に、働きやすさなどワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が評価されるような評価方式の採用について、検討します。	協働コミュニティ課	公共調達においてワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業が評価されるような評価方式が導入されるよう、担当課に働きかける。
134				契約課	公共調達の際に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の評価方式について検討していく。

III-1  
★

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>男女共同参画週間講演会として、6月に「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」(オンライン・参加38人)を、男女平等推進センター講座として9月に「見えるほど在宅ワークがはかどる!~PCデータ整理で効率アップ~」(オンライン・参加29人)を開催した。</p> <p>また、バリテの窓口に東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」を設置・配布し、情報提供に努めた。</p> <p>6月に東京都主催、西東京市・立川市・国分寺市・国立市共催で男女雇用平等セミナー「女性活躍推進のポイントと実践事例」と題して2回連続セミナーを開催し、労働法及び労働問題に関する知識の普及啓発を行った。</p> <p>男女平等推進センター内でワーク・ライフ・バランスに関する啓発掲示を行った。</p>	<p>東京都との共催事業の継続実施と、多くの方に参加していただけるような広報の工夫。</p>
A	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。</p> <p>②6月・10月の就職支援セミナー及び7月の就職面接会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止(未実施)</p> <p>③合同就職面接会は、1/28にしごとセンター主催で近隣市との共催で実施した。 <u>(参加者数15名)</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用状況が続いており、三鷹所管内の有効求人倍率も1倍を下回る状況となっている。</p> <p>引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。</p>
A	<p>6月に東京都主催、西東京市・立川市・国分寺市・国立市共催で男女雇用平等セミナー「女性活躍推進のポイントと実践事例」と題して2回連続セミナーを開催した。</p> <p>11月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・国分寺市・東久留米市共催で多様な働き方セミナー「パートタイマーの日頃の疑問に答えます!~法律から労働保険・社会保険、税金まで~」と題して2回連続セミナーを開催した。</p> <p>1月に東京都主催、西東京市・武蔵野市・国分寺市・国立市・東久留米市共催で労働者向けセミナー「70歳まで働くために知っておきたい高齢者雇用をめぐる法律知識」と題して2回連続セミナーを開催した。</p>	<p>東京都との共催事業の継続実施と、コロナ禍により急速に普及した在宅ワークなど多様な働き方に関する情報提供に努めたい。</p>
A	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。</p> <p>②6月・10月の就職支援セミナー及び7月の就職面接会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止(未実施)</p> <p>③合同就職面接会は、1/28にしごとセンター主催で近隣市との共催で実施した。 <u>(参加者数15名)</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用状況が続いており、三鷹所管内の有効求人倍率も1倍を下回る状況となっている。</p> <p>引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。</p>
C	<p>意見交換や直接的な連携については、検討を行うに留まった。</p> <p><u>情報誌バリテVol127で男性が育児休業を取りやすくなるような内容を含んだ育児・介護休業法の改正を特集し、市内企業の育児取得者へのインタビュー記事を掲載するなどし、一部市内事業者へも配布し、情報提供を行った。</u></p>	<p><u>市内事業者団体への情報提供や連携の方法について検討し、可能なことから実施していく。</u></p>
C	<p><u>東京ライフ・ワーク・バランス認定企業に新たに認定された市内企業はなかったが、東京都産業労働局のホームページで紹介されたワーク・ライフ・バランス推進企業の中で、西東京市に住所のある2件の企業をバリテ内で紹介した。</u></p>	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進している企業をより多く紹介できるよう、情報収集に努めたい。</p>
C	<p>育児休業制度、介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等、男女平等参画に関する制度が就業規則等に規定していると加点されるような評価方式の試行的な取り組みが継続されていることを確認、導入に向けては課題があることを確認した。</p>	<p>担当課対して公共調達においてワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業が評価されるような評価方式に関する情報提供を行う。</p>
C	<p>総合評価方式の入札制度においては、平成29年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づいて見直しを行い、落札者決定基準の評価項目に男女平等参画の推進を追加し、ワーク・ライフ・バランスの推進に対応している。</p>	<p>総合評価方式については、ワークライフバランスの推進に対応している現在の落札者決定基準を適用した入札の実施に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
135	III-2	(1)	① ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。
136			② 保育付き女性の就労準備講座等の実施	協働コミュニティ課	出産や子育て等で就労を中断した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座を開催する。
137			③ 働く女性のキャリア形成支援	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。
138			④ 働く女性のキャリア形成に関する情報の提供や、ロールモデルの紹介等を通して意識啓発を行います。	協働コミュニティ課	働く女性のキャリア形成に関する講座等の実施、情報の提供や、ロールモデルの紹介等を行う。
139	(2)	① 女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	市内企業や事業者に対し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を図ります。また、国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課	企業や事業者等を対象とした東京都との共催講座等を通し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を行う。国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかける。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。</p> <p>②6月・10月の就職支援セミナー及び7月の就職面接会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止（未実施）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用状況が続いており、三鷹所管内の有効求人倍率も1倍を下回る状況となっている。</p> <p>引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。</p>
B	<p>自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講座を保育付で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パーソナルカラー～似合う色を知ってマスク生活に彩りを～</li> <li>・なんとなく不調～頭の凝りをほぐしてスッキリ！～</li> <li>・フェイスエクササイズ～マスク生活でも生き生きした表情を～</li> </ul>	<p>保育付講座で就労準備講座を開催する。</p>
C	<p>6月・10月の就職支援セミナーは、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止（未実施）</p>	<p>引き続き事業の実施に向け、関係機関と調整を図る。</p>
C	<p>女平等参画推進センター企画運営委員会の委員の欠員に対する公募を行い、新たに市内で事業を行っている方など女性委員2人が任命された。</p> <p>男女平等推進センターパリテ内で東京都や各自治体等で実施する講座やセミナーの情報提供を行った。</p>	<p>地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。</p>
B	<p>6月に東京都主催、西東京市・立川市・国分寺市・国立市共催で男女雇用平等セミナー「女性活躍推進のポイントと実践事例」と題して2回連続セミナーを開催した。</p> <p>情報誌を市内企業に配布した。</p> <p>市内企業・事業所への情報提供の仕方について検討した。</p>	<p>刊行物の配布や、労働セミナー以外に、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供する方法を、調査・検討する必要がある。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
140	(3)	①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課	共同経営者・家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援します。
141		②女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課	農業イベント等におけるJA東京みらい女性部のつながりを醸成します。また、農業者だけではなく、女性の援農ボランティアの交流の場も提供していきます。
142	(4)	①起業に関する支援と相談の実施	本市の起業・創業支援対策として、女性の働き方サポート推進事業を推進するほか、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課	引続き起業相談及び経営革新の相談業務を実施する。
143		②NPO法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供	市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課	これまで実施してきた事業内容を踏まえ、NPO等市民活動団体等の立ち上げや活動等の相談事業を含め、より一層の育成・支援に取り組む。 各種等市民活動団体同士、NPO法人をはじめとする各種非営利団体、地縁活動団体、教育機関、農業や商業、医療、福祉関係の団体あるいは企業、事業所等各業界団体・行政など、多様な地域の主体との交流・連携をますます促進させ、ダイバーシティの視点で、地域課題解決（地域の活性化）に取り組んでいくことが課題である。
144	(1)	①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課	男性を対象とした家事・育児・介護等の講座の開催や、情報誌「パリティ」等による情報提供を行う。
145				健康課	妊娠届出時面接やファミリー学級等の機会を捉え、啓発に努める。
146				公民館	男性の家事や育児への参加の促進につながるような講座の開催を検討する。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	令和4年3月末現在、認定農業者55名(1名女性含む)のうち、53名の農業者が女性家族を含む共同申請や家族協定を締結している。	今後も引き続き、農業者が認定を受けの際、共同申請や家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援する。
B	新型コロナウイルス感染症の影響でイベントは減少したが、「農のアカデミー事業」において、女性援農ボランティアの交流の機会を提供した。	引き続き、女性の援農ボランティアの交流の場を提供していく。
B	創業支援・経営革新相談センターについては、毎月市報や市HP及びセンターHPによるPR活動及び個別相談を実施。 また、令和3年6月及び10月に実施した創業スクールでは、参加者43名のうち、26名の女性が参加。	創業融資あっせん制度の推進、マッチング・コーディネート事業や創業スクールの実施など、センター機能を充実させ、創業のための環境整備を進める。
A	<p>【主な実施事業】</p> <p>1. 広報・PR事業</p> <p>①NPO市民フェスティバルの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインにより、ライブ等により団体活動の紹介動画等を配信した。パネル展示についてもゆめこらぼ内に週替わりでの展示を行った。</li> </ul> <p>②センターの広報・PR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙「ゆめこらぼ通信」を発行するほか、ホームページ・SNSによるPR活動を実施。</li> </ul> <p>③他の団体・組織イベントでの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等を連携し、センターの広報・PR活動を展開した。</li> </ul> <p>2. 人材、団体育成・研修事業</p> <p>①サロンDEこらぼ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆめこらぼサロンにおいて、NPO等市民団体の交流会を実施した。</li> </ul> <p>②NPOパワーアップセミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動をするに当たっての、資金調達の仕組みについて、クラウドファンディングの活用方法について、オンラインにより開催した。</li> </ul> <p>3. 地域連携促進事業</p> <p>①交流事業（団体交流会の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO市民フェスティバルの参加団体が交流する団体交流会をオンラインにより開催した。</li> </ul> <p>②多者協働のまちづくり講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「なくしたい！子ども・若者のいきづらさ」と題し、子ども・若者のいきづらさをなくすための視点のまちづくりのヒントについてワークショップを開催した。</li> </ul> <p>③地域団体のオンライン支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動のオンライン化が進むなかで、それらの技術的支援やオンライン機器の貸出、ZOOM講座など、取り残されないための支援を行った。</li> </ul>	<p>コロナ過における新しい生活様式に適合したオンライン配信等の活用については、かなりの浸透しており、それらを活用している団体も多い。一方で、分野や団体によっては、それらに適合しない活動もあり、リアルな場におけるそれらの団体支援も引き続き行う必要がある。</p> <p>次年度も引き続き、NPO等市民活動団体をはじめ、地縁活動団体及び教育機関、農業や商業、医療、福祉関係の団体、企業、事業所、各種業界団体等、地域の多様な主体との交流・連携を促進させ、ダイバーシティの視点で、地域の課題解決（地域の活性化）に取り組んでいくことが課題である。</p>
A	10月に発行した情報誌パリティVol.27で改正育児・介護休業法を特集、男性の育休取得のメリットの紹介や市内企業で育休を取得した方の体験談を掲載し、啓発を行った。 パリティまつりで父子向けの「パパの初めてのバルーンアート講座」をオンラインで開催した（参加3人・アーカイブ配信視聴者27人）。 また東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」を設置・配布し、情報提供に努めた。	引き続き、男性を対象とした家事・育児などの情報提供に努める。
A	妊娠届出時に「たまご面接（妊婦全件面接）」と通して、育児休業制度などが掲載されている東京ウィメンズブラザ作成の「パパとママが描くみらい手帳」等を活用し、普及啓発を行った。 ファミリー学級について、妊婦のパートナーも参加しやすい曜日で開催するとともに、パートナー向けの情報提供を実施した。新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、2日制のうち、パートナーの受け入れを1日のみとした。	ファミリー学級やみらい手帳による普及啓発を継続実施
B	父親も参加可能な日程で親子を対象とした講座を6講座開催。父親の参加があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父親も参加可能な日程で子どもとその保護者を対象とした講座を開催する。</li> <li>・妻と夫が共に学ぶ講座を開催する。</li> </ul>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
147	(1)	②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリエ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法2021」等を配布する。
148				健康課	妊娠届出時面接やファミリー学級等の機会を捉え、啓発に努める。
149				職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。特定事業主行動計画に基づく研修実施にともない、制度や実際の取得者からの体験談などを紹介する。
150	(2)	①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリエ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法2021」等を配布する。
151				職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。
152				高齢者支援課	介護休業についての相談窓口の周知、介護休業法の紹介等啓発に努める。
153		②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課	在宅介護教室の開催

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	10月に発行した情報誌パリティVol.27で改正育児・介護休業法を特集、改正のポイントや男性の育休取得のメリットの紹介、市内企業で育休を取得した方の体験談を掲載し、男性の育休に向けた啓発を行った。 また、東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」をパリティに設置し、情報提供に努めた。	引き続き、情報提供を行いながら、啓発に努める。
B	妊娠届出時に「たまご面接（妊婦全件面接）」を通して、育児休業制度などが掲載されている東京ウィメンズプラザ作成の「パパとママが描くみらい手帳」等を活用し、普及啓発を行った。	みらい手帳による普及啓発を継続実施
A	①育児休業取得対象の男性職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案。 ②新人研修の中で、男性の育児休業制度や特定事業主行動計画等について説明。 ③庁内LANに男性の育児休業取得者の体験レポートを掲載。 ④令和3年度中の男性職員の育児休業取得者数：11名	継続して次のとおり取り組む ①制度及び制度利用実績の周知 ②「性的役割分担意識の是正」や、男性職員自身及び職場における「男性職員の積極的な育児参加に対する消極的な意識の是正」等、制度利用を支援する職場環境の整備。 ③業務量・業務分担等、各職場における業務改善。 ④配偶者が妊娠している男性職員の把握及び事前の制度説明
C	育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2021（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口を設置した。 約20部設置し、全て配布したが、配布による効果については不明である。	稼働年齢層の男性に情報が届くよう工夫しつつ、情報提供に努める。
A	①介護休暇取得対象の職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案 ②新人研修の中で、介護休暇制度について説明 ③令和3年度中の介護休暇取得者数：2名 ④介護のための時差勤務を導入。令和3年度中の取得者数は2名。	継続して制度周知や活用について情報提供を行う
B	・窓口において、介護休業についての相談実績はなし ・高齢者支援課フロア内に相談窓口のポスター掲示	窓口としての周知を図るとともに、情報提供等啓発に努める。
A	在宅介護教室を令和4年3月2日・3月3日・3月4日に実施した(参加者8人)。 開催について市報、市ホームページで周知した。	より多くの方々に参加していただけるよう開催時期や開催時間帯について引き続き検討する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
154	III-4 (1)	①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	妊娠届出時の全件面接を開始し、相談窓口の充実を図る。また、子育て世代包括支援センター「いこいこ」を広く周知する。
155				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。
156				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
157				保育課	利用者支援事業の拠点として保育課窓口地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センター・各保育園と相談業務ネットワークによる対応により相談業務の充実を図る。 また、定期的に家庭的保育事業者等の地域型保育事業所や、認証保育所を訪問するなど、保育内容の指導・助言等の充実を図る。
158				児童青少年課	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。 不特定多数の市民への本事業の周知の場として「こそだてフェスタ」を共催する。新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの実施が困難な場合も想定されるため、ホームページ等広報での周知を図る。
159				子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターの周知や、ホームページを通してショートステイの周知を拡充していく。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	引き続き、妊娠届出時に専門職による全件面接を実施。相談支援の充実を図るとともに、「子育て応援アプリ いこいこ」を活用し、より広く、相談や事業周知に努めた。	継続実施
A	市報への掲載、市内掲示板、はなバスでのポスター掲示等を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。	引き続き、積極的な情報提供に努める。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行いました。延べ相談件数902件（うち父子37件）	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。
A	相談業務としては、利用者支援事業として総合窓口位置付けられる保育課窓口、保育園における保育実践豊富な地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センターに配置された地域子育てコーディネーター、各保育園における相談と、ネットワークによる対応を図った。家庭的保育事業者等の地域型保育事業者や認証保育所に対して、地域子育て推進員や公立保育園の園長経験者が巡回訪問し、保育内容の指導・助言等を行った。また、地域子育てコーディネーターがセンター事業のチラシや研修のご案内等を届ける際に、困っていることやわからないこと等ないか聴き取りを行った。	継続実施により充実を図る。
A	児童館で気軽に相談できるように来館者とのコミュニケーションを図った。新型コロナウイルス感染症の影響で「こそだてフェスタ」はオンラインで実施し、市民への周知を図った。	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよるが、不特定多数の市民への周知の場として「こそだてフェスタ」を共催で実施する。
A	市のホームページに子育て支援ショートステイ事業のコーナーを設けて、周知を行っている。現在、19時までの預かりを実施している。	引き続き、子ども家庭支援センターの周知や、ホームページを通してショートステイの周知を拡充していく。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
160	Ⅲ-4 (1)	②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるように、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	子育て支援課	「子育て・子育てワイワイプラン」に定められた事業計画に基づき、病児保育2施設、病後児保育1施設での事業を継続します。
161				保育課	入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策により入園環境の改善に努める。
162				児童青少年課	今後も児童数が多くなると予測される小学校区域での学童クラブを整備するための準備を実施する。引き続き、放課後子ども教室との連携を図ることができるよう社会教育課と調整する。
163				子ども家庭支援センター	支援を要する家庭の利用が多いため、その支援方法について児童養護施設と連携を図る。
164		③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。	子育て支援課	幼児教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の交付を行います。低所得世帯及び多子世帯に、給食費の補助を行います。
165				学務課	案内等も含め、適切に事務事業を実施することで、市民サービスの向上に努める。



担当課評価

担当課 評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>病児保育室は定員8名・1施設、定員6名・1施設、病後児保育は定員6名1施設、3施設合計20名で実施しました。</p> <p>延べ利用人数                      病児・病後児保育室ありあ 858人                      病児・病後児保育室えくぼ 991人                      病後児保育室ばんだ 563人</p>	<p>引き続き、子育て・子育てワイワイプランに定められた事業計画に基づく供給量を確保するため、既存の3施設での事業を継続します。</p>
B	<p>認可保育所1園、小規模保育事業所2園を開設するとともに、保育ニーズに見合った定員構成の見直しを行った。                      また地域子育て推進員が市内各園を訪問し、預かり保育の最新情報や課外授業等の情報収集を行い、入園申込者への選択肢拡大を図った。                      また、待機児童の特に多い1歳児への対応として、新規開設園での1歳児1年保育の実施に向けた調整を図った。</p>	<p>入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策を図っていく。</p>
A	<p>定員超過学童クラブ対応のため、東学童クラブについては教育委員会、学校と協議し一部改修を実施した。他施設についても、教育委員会や学校と連携し学校内施設の利用等の対応を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、放課後子供教室自体が実施できない状況が続いたが、社会教育課と実施状況の確認を実施した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、放課後子供教室と児童館・学童クラブの連携を図るため、社会教育課との調整や学校施設開放運営委員会と話し合いを実施する。</p>
A	<p>保護者の疾病や育児疲れ等で養育が一時的に困難となった児童を市内の児童養護施設で預かる事業。                      年度によって利用者の傾向が異なる。</p>	<p>今後も施設側と連携できるよう模索していく。</p>
A	<p>幼稚園に通うお子さん・家庭を支援するため、幼児j教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金を交付することで幼稚園の保育料に対して補助を行いました。                      また低所得世帯及び多子世帯を対象に、実費徴収補足給付として給食費に対する補助金を交付しました。</p>	<p>引き続き、幼稚園へ通うお子さんがいる家庭へ継続的な支援ができるように努めます。</p>
A	<p>経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者へ丁寧な案内と周知を図り、適切に支給事務を実施した。昨年に引き続き、新型コロナウイルス対策として当初の申請期間の1か月延長を行った。</p>	<p>案内等を丁寧に行うほか、適切に事務事業を実施することで、市民サービスの向上に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
166	III-4 (2)	①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、子ども総合支援センターや、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	保育付講座の開催や情報誌「パリティ」等による情報提供を行う。
167				子育て支援課	子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努めます。作成に当たっては、見やすい編集に努めます。
168				保育課	地域子育て支援センター5園の各種事業の充実を図り、市報やホームページなどにより情報提供に努める。
169				子ども家庭支援センター	子育てサークルに関する情報提供を行う。子育てイベント等に積極的に参加していく。
170				健康課	妊娠届出時の専門職における面接相談の充実を図る。子育て応援アプリ「いこいこ」の活用周知や子育て世代包括支援センター「いこいこ」を広く周知を実施する。発達支援係では、通所事業利用以外の方にもメール配信サービスの利用を広げ、情報提供の拡大を図る。市民講座の回数を増やし、子育てに関する情報提供を行う。
171				公民館	・掲示板やパンフレット台等を活用して、市の施策や関係機関、市民団体が行う事業など、子育てや子育て支援に関する情報を提供する。 ・子育てをテーマとした保育付き講座を開催する。
172				②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターを、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、整備・充実を図ります。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	男女平等推進センター主催講座のうち、オンライン講座を除いた講座を保育付きで開催した。講座開催数：3回 参加者数：延べ88人、保育数：58人 うち2講座は子育てへの支援のための講座として実施。他（「☆親子でリフレッシュ☆ベビーマッサージ&ママの簡単ストレッチ」「ノーバディズパーフェクト「完璧な親なんていない」」）。 10月に発行した情報誌パリティVol.27で改正育児・介護休業法を特集、男性の育児休業取得に向けた情報提供と啓発を行った。	引き続き、保育付き講座の継続実施や情報誌等による情報提供に努める。
A	子育てハンドブックを作成して母子健康手帳交付時に配付するとともに、市内幼稚園・保育施設利用者全員に利用施設を通して配付しました。また、市内各施設（田無庁舎、保谷庁舎、子ども家庭支援センター（のどか・ピッコロを含む）、地域子育て支援センター、児童館）に設置して希望者に配布し、ホームページにも同内容のPDFを掲載して、広く情報提供を行いました。 編集にあたっては「ハンドブック」として持ち運びしやすいサイズを損なわないように留意しつつ、各課で所管されている事業を取りまとめ、フォントの大きさや太さを工夫し、見やすい編集に努めました。 各事業に関するSNSを活用した情報の発信は、各事業所管課によってそれぞれ行われているものと考えています。	引き続き、子育てハンドブックを作成・配布に必要な情報の提供に努めます。作成にあたっては、見やすい編集に努めます。
A	各種事業については、ホームページ等にて工夫を凝らし周知した。 また、電話相談について広報やYouTubeでのPRを強化し、相談件数の増加に繋がった。令和2年度 2617件 令和3年度 3041件（424件増加）	継続実施により充実を図る。
A	広場では、サークル団体の紹介コーナーを設置している。1階交流ホール展示スペースでは、子育てコーナー用の机を設置して、子育ての様々な情報が分かるようにしている。 子育てハンドブックでのサークル・団体の紹介では、地域限定や広くアピールすることを辞退する団体が増えている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、こそだてフェスタやルビナスまつり・市民まつりが中止となり、参加できなかったが、今後も積極的に地域の交流会や、イベントに参加していく。	今後も継続して、実施および周知を行っていく。
B	新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、実施方法等を変更しながら、感染予防対策を講じて実施した。 子どもの発達支援センターひいらぎ主催の市民講座では多くの出席者に対して、肯定的な子育てについての情報提供を行った。 メール配信サービスの通所利用の方へメール配信の拡大を図ることができた。 市民講座の回数を増やし、子育てに関する情報提供を行った。	継続実施 発達支援係では、児童発達支援センターとなることに準じて、市報やパンフレットをリニューアルすることで広く情報を発信を行う。オンラインでの相談や情報提供が行えるよう環境を整える。
A	・ポスターの掲示、専用のコーナーを設けてのチラシや広報紙の配架等により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体等が行う子育て支援に関する情報や子育てに関する情報の提供を行った。 ・コロナ禍でより孤立していることが危惧される育児期の女性を対象に、保育付き講座を4講座開催。他者とかかわりながら学ぶ機会を提供し、仲間づくりを支援した。 ・性別を問わず子育て中の人を対象として、子育てをテーマとした保育付き講座を1講座、開催した。	・掲示板やパンフレット台等を活用して、市の施策や関係機関、市民団体が行う事業など、子育てや子育て支援に関する情報を提供する。 ・育児期の女性が参加できる保育付き講座を開催する。
A	保育士の確保が難しい状況が続いており、同規模での実施が継続できるよう、例えば民設民営園に対しては、都の補助金の利用を案内するなど、事業者へ働きかけを続けている。	継続実施によりサービス提供

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
173				子ども家庭支援センター	サポート会員養成講習会を実施する。
174	(2)	③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課	引き続き、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。
175				子ども家庭支援センター	子育て世代の居場所作りに向けて引き続き検討していく。
176				公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てをテーマとした保育付き講座を開催する。</li> <li>・参加者の関係形成に配慮しながら、子育てをテーマとした講座を運営する。</li> <li>・学習支援保育の実施等により、子育てサークルの活動を支援する。</li> <li>・保育室運営会議の開催等により、子育てサークルの交流を図る。</li> </ul>
177	III-4	①子育てに関する相談の実施(再掲)	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	妊娠届出時の全件面接を開始し、子育て包括支援センターいこいこ等、相談窓口の充実を図る。
178				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。
179				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
180	(3)	②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子・父子福祉資金貸付等の支援事業に取り組みます。	子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施します。 ※「母子自立支援プログラム策定事業」及び「母子自立支援プログラム策定員」は、平成26年10月からそれぞれ「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「母子・父子自立支援プログラム策定員」に変わりました。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	市報や市のホームページに事業内容を掲載し、引き続き事業PRを行った。講習会、説明会の開催日や時間を参加しやすい時間に変更して実施した。サポート会員は、185人で新規入会が197人だった。 主な活動内容としては、保育所・幼稚園の迎え、帰宅後の預かり、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え・預かり、小学校通級・通所施設送迎・預かりである。また、新型コロナウイルス感染症対策利用助成金を実施し、延べ52日分の利用助成を行った。	今後も継続してファミリー・サポート・センター事業説明会の実施、サポート会員養成講習会や研修を実施する。 引き続き子育て家庭に対して、積極的に周知をしていく。
A	新型コロナウイルス感染症の影響で、児童館は利用人数の制限等実施したため、サークル活動への情報提供はできなかった。 児童館主催の幼児向けイベントでは、イベントに参加する幼児以外の子どもを連れて参加できる講座を小規模ではあるが開催し、参加者の情報交換の支援を行った。「こそだてフェスタ」をオンラインで開催し、コロナ禍の中であっても情報発信をした。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。
A	活動室の利用延べ件数は220件で、利用延べ人数は1806人だった。 子育てグループ活動室については令和元年7月1日以降、「活動室」として男女平等推進センターと共有となった。 世代間交流と、子育て団体の参加のもと、住吉小学校区育成会「わかば」が中心となり第5回ルピナスまつり開催を模索したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止し、可能な範囲で住吉会館のロビーを開放し、子供達が集える場所としての居場所の提供を行った。	今後も子育てサークルへの積極的な周知を図っていく。活動室が男女平等推進センターと共有となったため、親子の交流スペースとしてバランスを取りながら利用のアピールをしていく。
A	・子育てに限らず、様々なテーマの保育付き講座を8講座実施。子育て世代に学習機会を提供するとともに、参加者の関係形成に配慮した講座運営を行い、自主サークル化を支援した。講座終了後、4サークルが発足。 ・11の自主サークルを対象に学習支援保育を実施し、サークル活動を支援した。 ・保育室を設置する館で保育室運営会議を7～8回開催し、子育て世代が情報交換する機会を提供するとともに、自主サークル同士の関係形成を図った。 ・職員は、自主サークルの相談に応じるなどニーズ把握に努め、日常的に活動を支援している。 ・公民館主催講座から発足した自主サークルが、公民館市民企画事業を利用してサークルメンバー以外の子育て世代の市民とともに学習する講座を企画・実施することを支援した。	・育児期の女性が参加できる保育付き講座を開催する。 ・参加者の関係形成に配慮しながら、保育付き講座を運営する。 ・学習支援保育や公民館市民企画事業等の制度により、子育てサークルの活動を支援する。 ・保育室運営会議の開催等により、子育てサークルの交流を図る。
A	引き続き、妊娠届出時に専門職による全件面接を実施。相談支援の充実に向けて、取り組んでいる。	継続実施
A	市報への掲載、市内掲示板、はなバスでのポスター掲示等を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。 民生委員に関するお問い合わせについては、事務局（地域共生課地域共生係）に連絡をするようご案内している。	引き続き、積極的な情報提供に努める。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行いました。 延べ相談件数902件（母子865件、父子37件）	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。
A	ホームヘルプサービス事業のホームページの掲載内容を更新しました。また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し、周知に努めました。 【ひとり親相談】 延べ相談件数902件 【母子・父子福祉資金貸付等】 貸付件数732件 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 派遣状況 14世帯 406回	引き続き、制度の周知に努めます。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
181	III-4	(3)	③ ハローワーク等との連携、ひとり親家庭就業支援専門員による相談や情報提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業等の就業支援を実施し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等の事業の周知を図ります。	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定員が、ハローワークと連携し、就労支援を実施します。また、アフターフォローを業務の流れに位置づけられるよう検討します。
182	III-5	(1)	① 地域での福祉に関する相談と情報の提供 介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	地域共生課	行政などからの情報提供が地域に届くよう、また地域からの声が行政などの関係機関に届くよう、民生委員に対し、「地域と行政とのパイプ役」としての民生委員が十分に機能を果たすことができるように研修等を通じて徹底を図る。
183				高齢者支援課	地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークの強化に取り組むとともに、介護サービスを含む様々なサービスや多様な地域資源の把握・活用により総合的な相談体制の充実に努めます。
184				障害福祉課	市報、HP、障害者のしおりを活用した制度周知を図る。アプリやフェイスブック等を活用し、さらなる周知に努めていく。障害福祉課、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所が連携し、必要な相談支援を実施する。
185				地域共生課	民生委員、ほっとネット推進員ともに数的な部分の充実を図るために、人材の発掘に努めるとともに、相談対応能力の向上などの内容の充実を図るために研修の充実にも取り組む
186		② 地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成 ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支えあう体制の充実を図ります。	高齢者支援課	ささえあいネットワークの周知を図るとともに、見守り方法の見直し及び新たな見守り方法の検討を行う。	



担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>相談者個々の状況やニーズに合ったきめ細やかな自立・就業支援を行った。アフターフォロー希望者へ向け、就労決定半年経過後に手紙によるフォローアップを行い、就職率の向上、職場定着等を図った。また「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し周知に努めた。</p> <p>【就業支援申込】 44件 【就職者数】 24件 【プログラム策定件数】 26件 【アフターフォロー】 18件 【高等職業訓練促進給付金】 18件 【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 4件</p>	<p>引き続き、相談者のニーズに合ったきめ細やかな就労支援とフォローアップに努めます。</p>
A	<p>民生委員が、行政と地域をつなぐパイプ役となれるよう、毎月の定例会議の場などで、行政サービスなどの情報の積極的な提供に努めた。また、可能な方には、ご自宅に掲示板を設置してもらい、提供した情報のうち、可能なものについては、チラシ等掲示するなどして、情報が広く届くよう取り組んでいる。定例会終了後には、各地区の協議会ごとで、随時班別会を行い、必要な情報交換を行うことで、スキルアップに取り組んでいる。民生委員児童委員協議会の中の各部会の研修について、男女平等参画を含む研修（施設見学）を計画した。コロナ禍の影響により中止となったが、DV冊子等資料提供を受けた。</p>	<p>引き続き民生委員のスキルアップのための情報提供に努める。</p>
A	<p>・社会資源マップの作成、更新。更新時随時ケアマネ分科会にて配布 ・地域包括支援センターの体制については、運営協議会（年3回）開催を通じ、実績の分析、自己評価等のあり方の検討を行っている。地域包括支援センターの負担軽減を図りながら、相談体制については充実を図ることとする。</p>	<p>・連携の継続と強化 ・定期的に社会資源マップの情報更新を行う。</p>
A	<p>障害者のしおりについては、記載内容・レイアウトを見直し、分かりやすいものにした。市報やHPを利用し、制度やイベント周知を行った。ツイッター等のSNSを積極的に活用し、さらなる周知を図った。</p> <p>地域生活支援拠点の整備にあたり、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所の連携体制を整理し、事業の活用を検討した。重層的相談支援体制整備会議に参加し、地域包括支援センター他関係機関とケース検討、地域課題の抽出を行った。</p>	<p>引き続き、継続実施に努める。</p>
A	<p>民生委員においては、令和4年3月末の時点で146名が揃っており、コロナ禍の状況の中、書面開催等様々な方法を取り入れて研修を行っている。ほっとネット推進員については、地域の様々な場所（サロン、自治会、子ども食堂等）にて出前講座を行うなど、人材の発掘に努めた。</p>	<p>民生委員、ほっとネット推進員ともにコロナ禍での人材の発掘、相談対応能力の向上などの内容の充実の方法について検討する。</p>
A	<p>・ささえあいネットワークについては、令和3年度も継続して実施している。コロナ禍において、訪問協力員の養成研修や懇話会については、開催規模の縮小、或いは不開催などがあつた。 (令和4年3月末現在) ささえあい協力員 1,474名 ささえあい協力団体 279団体 ささえあい訪問協力員 338名(うち男性63名、女性275名) ささえあい訪問サービス利用者 111名 ささえあいネットワーク懇話会 0回 ささえあいメール見守り協力員 27名 ささえあいメール見守りサービス利用者 5名</p>	<p>・引き続き、ささえあい協力員、協力団体、訪問協力員の養成、登録を進める。 ・コロナ禍における研修会や懇話会の開催を検討する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
187	(1)	③NPOや市民活動団体等との協働の推進	NPOや市民活動団体等がより質の高いサービスを提供できるよう、積極的に活動を育成・支援するとともに、連携を推進していきます。	協働コミュニティ課	*市民協働推進センターゆめこらぼ NPO等市民活動団体をはじめ様々な地域の主体との連携することが今後の課題である。 *NPO等企画提案事業の補助金の活動で、NPO等市民活動団体と行政の協働の取組がより一層図れるように、庁内外の継続的な周知等、システム構築の検討が課題である。
		①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課	関係課と連携し、虐待防止キャンペーンの実施
				障害福祉課	高齢、障害、子育てが連携し、虐待防止に努める。
188	(2)	②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業や家族介護者の会を実施するほか、地域包括支援センター等、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課	地域包括支援センターとの連携
189				高齢者支援課	地域包括支援センターとの連携
190					

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>1. 市民協働推進センターゆめこらぼ 多様な主体と連携し、地域の課題解決を図るため、主に以下の事業を展開した。</p> <p>①人材、団体育成・研修事業 NPOパワーアップセミナー等の各種セミナー</p> <p>②地域連携促進事業 NPO市民フェスティバル、多者協働のまちづくり講座</p> <p>③各種相談事業（団体運営に関する相談受付、地域活動に関する情報提供等）</p> <p>2. NPO等企画提案事業 地域の課題解決や市民サービスの向上、団体育成を目的に、令和3年度は以下の事業を実施した。</p> <p>①団体名：一般社団法人 西東京市文化芸術振興会 事業名：西東京市文化芸術振興会プレゼンツ「文化芸術の場づくりプロジェクト」 内容：子どもからシニア層までの幅広い年代を対象として「文化芸術を表現する新たな場所づくり」に寄与することを目的に、田無駅北口ペDESTリアンデッキで「西東京ペデライブ」を実施する。</p> <p>②団体名：みんなの西東京 事業名：障害のある人もない人も、ともに暮らせるまちづくり「自閉症・発達障がい 啓発プロジェクト西東京」 内容：障害のある人を理解・応援してくれる人たちを増やし、共生社会の実現を目指すため、自閉症・発達障害に関する啓発ポスターや動画等を制作するほか、障害のある人もない人も共に楽しめるワークショップを開催する。</p>	<p>1. 市民協働推進センターゆめこらぼ 新型コロナウイルス感染症対応下において、団体運営や他団体との連携、活動方法等に関する効果的な助言・支援等を行うことが課題である。</p> <p>2. NPO等企画提案事業 NPO等市民活動団体がより活発な活動ができるよう、行政との連携が図れるような仕組みづくりを検討することが課題である。</p>
B	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、例年実施している子ども家庭支援センター、障害福祉課とともに開催している街頭での普及啓発活動やパネル展示は中止した。</p> <p>その他、広報一面掲載でのPR、日常で行っている各課事業において、パンフレットやチラシ普及啓発品の配布による普及啓発を行った。</p>	<p>・日常的な普及啓発活動については、関係機関と連携しながら地道に行っていく。</p> <p>・街頭での普及啓発活動については、コロナ禍での開催方法を検討する。</p>
A	<p>ペアレントメンター事業を通じて、家族が同じ立場のペアレントメンターに相談、情報共有等ができる場を整備した。</p> <p>ひいらぎを卒業する児童の保護者に対し、障害福祉サービスの利用について情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、継続実施に努める。</p>
A	<p>親等の介護を担っている家族等を支援するための介護者の会を、年2回開催した。地域包括支援センターごとに地域の介護者の家族会を開催、その他認知症カフェ等を通じて、専門相談等につながる支援をしている。</p> <p>また、日頃から地域包括支援センターで把握した虐待ケースの報告を受け、常に検討を行うとともに定期的なモニタリング会議等で共有を行い、連携を図っている。</p>	<p>コロナ禍で開催回数が減少した介護者の会は、回数を増やして実施するなど、より多くの方に参加いただくことができるよう取り組む。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
191	IV-1★	(1)	①庁内の男女平等推進会議を定期的に開催します。	協働コミュニティ課	計画の実績評価報告書を通して、庁内の男女平等推進の進捗状況を共有する。
192			②関係各課の男女平等施策に関する調整	協働コミュニティ課	各課事業評価を通して調整を行う。
193			③関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	協働コミュニティ課	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会が多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性に対する理解促進と男女平等意識の醸成を図ります。
194		(2)	①条例設置検討委員会の設置	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を行う。
195			②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を行う。
196		(3)	①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけを行います。また、他自治体等と連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
C	計画策定に合わせて実施するため、男女平等推進会議は開催しなかった。令和3年は、計画の評価を市長に報告し、報告書を庁内で共有することにより、男女平等推進の進捗状況を共有している。	男女平等推進会議のあり方について検討する。
B	各課への事業評価において、目標の設定や執行状況の報告について、いくつかの課と意見交換や設定目標や報告内容に関する調整を行った。	出来るだけ多くの課と、男女平等施策について、庁内の調整を行う。
B	新入職員研修にて男女平等参画についての研修を実施した。情報誌を庁内各部署に配布し（年2回）、回覧を実施した。庁内向けに男女平等参画に関するニュースを年1回、発行した。	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図ります。
C	条例設置については検討を行ったが、引き続き検討することとなり、今年度は他自治体の条例についての情報を収集したり、都内26市の条例設置状況を確認した。 26自治体のうち13自治体（50%）が条例設置している。	第4次計画を進めていく中で検討していく。
C	条例設置については検討を行ったが、引き続き検討することとなり、今年度は他自治体の条例についての情報を収集したり、都内26市の条例設置状況を確認した。 26自治体のうち13自治体（50%）が条例設置している。	第4次計画を進めていく中で検討していく。
A	市町村男女平等参画施策担当課長会及び同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議で、性的マイノリティに関する取組やパートナーシップ制度、コロナ禍での啓発事業、男性相談の実施状況、DV被害者支援について等、幅広く情報交換を行った。	市町村男女平等参画施策担当課長会や同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議などの機会を通じて、男女平等参画のあり方について情報収集や意見交換を行うほか、新たな課題への取り組みなどについて、各自治体と情報交換を行う。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
197	IV-1★	(4)	①職員の意識 実態調査の実 施  男女平等に関する職員の意 識・実態の把握を行います。 調査結果を活用し、庁内にお ける男女平等参画の推進につ なげます。	協働コミュニティ課	平成29年度に実施した調査結果を 踏まえ、職員の理解促進が必要と 思われる課題について、啓発を行 う。
198				職員課	協働コミュニティ課の調査結果を 活用し、職員の意識・実態把握の ための調査については、協働コ ミュニティ課と連携して実施に向 けた検討を行う。
199				協働コミュニティ課	新入職員の庁内研修で男女平等に ついての研修を実施する。パリテ で実施している講座や講演会等を 庁内にも周知し、参加呼びかけを 行う。
200				職員課	職員研修所の研修案内及び庁内の 独自研修を通じて理解促進に努め る。
201		③市発行物等 の表現におけ る男女平等ガ イドラインの 周知徹底(再 掲)	市報やホームページ、市発行物 における表現において、男女 平等の視点が徹底されるよう 、庁内に周知するとともに 、作成したガイドラインの 具体例について適宜追加を行 います。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現にお いて、男女平等の視点が徹底され るようガイドラインの庁内庁内周 知を図るとともに、具体例の追加 を検討する。(No.13の再掲)
202				秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイド ラインを活用して広報していく。 (No.14の再掲)
203		(5)	①「西東京市 ワークライフ バランス推進 労使宣言」、 『「健康市役 所」宣言』の 周知  職員に対して「西東京市ワー クライフバランス推進労使宣 言」及び『「健康な職場環境 を目指す健康市役所」宣言』 の周知を図ります。	協働コミュニティ課	職員ポータルシステムの掲示板を 活用し、庁内への周知を図る。
204				協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスに関す る講演会等情報の提供に努める。
205				職員課	特定事業主行動計画を踏まえて職 員向けの研修を実施するととも に、時間外勤務時間の削減に努め る。
206		(6)	①管理職試験 の受験に向けた 継続的な環境 整備  研修等を活用して、管理的立 場における人材の育成に努め ます。また、女性職員が積極 的に管理職試験を受験できる よう、女性管理職の複数登用 など環境を整えます。	職員課	女性が管理職になりやすい環境づ くりのための研修を実施する。人 事評価の面接を通じて、管理職試 験受験の勧奨をしていく。
207	職員課			特定事業主行動計画の認知度を高 めるとともに、計画に基づく研修 等を実施していく。	



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	情報誌パリティの各課への配布や、庁内ニュースの発行などにより、庁内向けに性的マイノリティやDV、ワーク・ライフ・バランス等に関する情報発信を行った。 新入職員研修にて男女平等参画についての研修を実施した。	調査結果を踏まえ、庁内における男女平等参画の推進のための効果的な働きかけについて、引き続き検討・実施する。
B	現在研修を通じて意識啓発を図っているところであるが、今後は実態把握や実態に応じた推進を図っていききたい。	職員の意識・実態把握
A	新入職員研修にて男女平等参画研修を実施した。 性的マイノリティについての理解促進のための講座を開催、市民対応を行う部署に研修として職員の参加を呼びかけ、自主的な参加も含めて6人の職員が参加した。	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。
A	4月、5月、1月に新規採用職員を対象に庁内における男女共同参画研修を実施した。	職員への十分な理解促進
B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に掲載した。	庁内関係部署への周知を行う。 性的マイノリティに関する表現のガイドラインについても検討したい。
A	市報・ホームページ等における表現については、ガイドラインを活用し、担当課と調整を図り、適切な情報発信に努めた。	引き続き、ガイドラインを活用した表現による情報発信に努める。
A	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワーク・ライフ・バランス労使推進宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図った。	職員ポータルシステムを利用し「西東京市ワークライフバランス労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』を周知する。
A	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワーク・ライフ・バランス労使推進宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図った。 改正育児・介護休業法を特集した情報誌パリティVol.27を庁内各課に配布、男性の育児休業取得に向けた情報提供と啓発を行った。 新入職員研修にて男女平等参画研修を実施した。 男女共同参画週間講演会として、6月に「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」（オンライン・参加38人）を実施、少数だが職員の参加もあった。	講座・講演会についてはより多くの職員が参加するよう、工夫が必要である。
A	2月に西東京市特定事業主行動計画に基づく研修を実施した。研修内容は、自己のキャリアを振り返り、今後のワークライフにつなげていくというもので、ワークライフバランスの視点を踏まえた自らのキャリア形成を考える機会を提供することを目的とした。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組みにより時間外勤務の縮減に努めた。	引き続き特定事業主行動計画に基づきワークライフバランスを推奨していく。
A	昇任支援研修として管理職試験（短期）の受験年次にある職員を対象に、本市における管理職の現状を理解し、その役割を考える機会を提供した。また、昨年度管理職試験（短期）合格者の経験談・現課長職の経験談を聞くことにより、組織全体の昇任機運の醸成と職員の昇任意欲の向上を図った。	管理職試験受験の勧奨
A	西東京市特定事業主行動計画に基づく研修の中で、キャリア視点を持つことの重要性を認識し、自身の今後に活かすとともに、仕事に対する上昇志向を醸成するための内容を実施した。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組みにより時間外勤務の縮減に努めた。	特定事業主行動計画の認知度

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
208		①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が抱えている自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について相談事業を実施します。また、東京都の相談窓口の利用案内を行いながら情報収集を行い、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課	女性相談の実施状況を検証し、利用向上を図る。また、男性相談の他市の状況について情報収集を行う。
209	IV-2	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	企画運営委員会の企画による講座として、パリティ講座・DV被害者支援のための自立支援講座・パリティまつりでの講座等を開催する。 (No.7の再掲)
210		②情報誌パリティの発行と配布(再掲)	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。 (No.1の再掲)
211		①男女平等推進センターパリティのホームページでの情報の提供	ホームページでパリティの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課	男女平等推進センターの事業をホームページに掲載し、情報の提供と男女平等に関する意識啓発を行う。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>平成27年度より女性相談の利用率の低い時間帯の見直しを行いパリテだけではなく、田無庁舎での出張相談を開設し、利便的にも相談しやすい環境を整えている。</p> <p>令和3年9月からオンラインで予約を行えるようにした。</p> <p>男性相談に関しては都の相談窓口などを案内した。26市の担当者会議などを通じて他市の実施状況について情報収集を行った。</p> <p>女性相談の実施 女性相談360件 婦人相談488件</p>	<p>引き続き、利用者のニーズを確認しながら、相談を受けやすい窓口の整備に努める。</p>
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 オンライン講座2回 1.「A Iから考えるジェンダー～A Iにもジェンダーの刷り込みが?～」参加者12人 2.「見違えるほど在宅ワークがはかどる!～PCデータ整理で効率アップ～」29人 講座3回 1.「☆親子でリフレッシュ☆ベビーマッサージ&amp;ママの簡単ストレッチ」20人 託児2人 2.「『完璧な親なんていない「ノーパディズ・パーフェクト～子育てを楽しもう!』」参加者延べ44人 託児延べ53人 3.「子ども性を育てるとは～親・保護者のための性教育～」参加者24人 託児3人</p> <p>○オンライン講演会2回 男女共同参画週間講演会「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」参加者38人 女性に対する暴力をなくす運動期間「コロナ流行によって顕在化した日本社会における男女格差～家庭や職場での問題が生活やココロに及ぼした影響と今後の課題～」参加者11人</p> <p>○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここから始まる。2021～わたしのトリセツ～ 1. パーソナルカラー～似合う色を知ってマスク生活に彩りを～ 2. なんとなく不調～頭の凝りをほぐしてスッキリ!!～ 3. 知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～ 4. フェイスエクササイズ～マスク生活でも生き生きした表情を～ 5. もしかしてモラハラ? 発達障害?～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～ 6. わたしを護る護身術!～セルフディフェンス～計6回 参加者 延べ80人 託児 延べ21人</p> <p>○【第14回パリテまつり】期間: 2/26から3/5 2/26 1. 誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル改革を目指して 参加者38人 2. カイロと健康と私らしさと～健康講座・オンライン編～ 参加者4人 3. パパの初めてのバルーンアート講座・オンライン 参加者3人 4. ホームスターからみるイマドキの子育て 参加者7人 5. 予防法務の観点から、トラブルのない、安心した終活を目指してみませんか 参加者8人 2/27 1. ジェンダー平等な子育てってどうしたらいいの!? 「これからの男の子たちへ」の著者太田啓子さんにお聞きします 参加者23人 2. プラスチックフリーってなあに? 参加者14人 3. ヨピちゃんの「らしさ」や自己表現を楽しむためのヒント講座 参加者7人 アーカイブ配信参加者 728人 講座等の周知については市のTwitter等を活用した。パリテまつりは、実行委員会のホームページを新設し団体紹介等も実施した。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々知ってもらおう工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>
A	<p>情報誌パリテを10月と3月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。</p> <p>男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民に伝えたいタイムリーなテーマを、分かりやすい表現を心がけて構成した。表紙の色の選定やイラストについても検討をし、興味を持ってもらえるように作成した。特集記事について、「～男性も取りやすい、育児・介護休業法改正～チーム“家族”でもっと育休を!仕事と育児を両立できるライフスタイルへ」・「アンコンシャス・バイアスに気づいて誰もが暮らしやすい世の中に」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。</p> <p>また、中学生全員に配布していることから、特に中学生にもわかりやすい内容となるよう、留意して編集を行った。</p>	<p>情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報配信を引き続き行う。</p>
A	<p>男女平等推進センターの実施事業をホームページに掲載する他、「情報誌パリテ」や男女平等参画推進委員会で作成した、「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」や「TOKYO働き方改革宣言企業」制度などの情報をホームページで提供した。</p>	<p>引き続き、見やすく、充実した情報の提供に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
212	IV-2	(3) ②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。また、ホームページを通じて図書、資料に関する情報を積極的に発信し、利用促進を図ります。	協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、また、ホームページに蔵書リストを掲載し、貸し出しの促進を図る。
213		(4) ①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリテまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課	パリテまつりで参加団体を募り、男女平等参画に関する市民、団体等の活動を支援する。
214	IV-3	(1) ①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課	西東京市男女平等参画推進委員会を開催する。
215		(1) ②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画推進委員会を設置し、毎年度「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」を作成する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、オープンスペース入口近くに絵本コーナーを引き続き設置したが、親子で読み聞かせをする姿も時々見かけるようになり、また絵本の貸出数が増加した。男女平等参画に関する図書の紹介として、「パリテライブラリーニュース」を発行し、市内関係部署や施設に配布した。HPにおいてもライブラリーニュースの他、新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。</p> <p>今年度104冊の貸し出し用図書等を増加した。 結果現在の蔵書1463冊(内ビデオ53本) 貸出冊数 ○28年度：132冊、○29年度：118冊、○30年度：234冊、○31年度：196冊 ○令和2年度：239冊、令和3年度：318冊</p>	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸出を行います。
A	<p>11人の実行委員と1つの協力団体、11の参加団体により、「With コロナ時代のジェンダー平等～みんなの”私らしさ”を大切にしたいから～」をテーマにして、第14回パリテまつりをオンラインで開催した。</p>	パリテまつりを開催方法を検討し、幅広い世代の市民が活動できる機会を提供する。
A	<p>男女平等参画推進委員会を合計5回開催した。主な議題は第4次男女平等参画推進計画・第2次配偶者暴力対策基本計画・女性の職業生活における活躍推進計画の令和元年度実績評価についてで、新型コロナウイルス感染症の影響による会議時間短縮や書面開催などの制約の中、活発なご意見をいただき、報告書をまとめることができた。</p>	引き続き、男女平等参画推進施策の推進に関する事を審議、検討していく。また、委員会の内容については、ホームページで公開していくとともに、会議資料なども情報公開コーナーに設置し、閲覧できるようにする。
A	<p>男女平等参画推進委員会でご審議いただき、令和2年度事業実績評価報告書を取りまとめ、市長に報告した。</p>	引き続き、評価を行う。また、評価報告書は、ホームページで公開していく。